



第 3 次  
諫早市男女共同参画計画



長崎県諫早市

# 目次

## 第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景	1
2 計画の性格・位置付け	1
3 計画の期間	3
4 めざす将来像・基本理念・基本目標	3
5 施策の体系	6

## 第2章 計画の内容

●基本目標〈Ⅰ〉	あらゆる分野における女性の活躍	8
重点目標1	政策・方針決定の場への女性の参画促進	8
重点目標2	雇用の場における男女平等と女性活躍の推進	10
重点目標3	多様な労働形態に応じた労働環境の整備	12
重点目標4	家庭・地域や社会活動への共同参画推進	14
●基本目標〈Ⅱ〉	安全・安心な暮らしの実現	16
重点目標5	女性等に対するあらゆる暴力の根絶	16
重点目標6	生涯を通じた健康づくりの推進	17
重点目標7	安心して暮らせる環境の充実	19
●基本目標〈Ⅲ〉	男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	21
重点目標8	男女共同参画の実現に向けた支援	21
重点目標9	教育・学習による男女共同参画の推進	23
重点目標10	男女共同参画意識の啓発・普及の推進	26
重点目標11	国際交流と国際理解の推進	27
●基本目標〈Ⅳ〉	推進体制の整備・強化	28
重点目標12	推進体制の整備・強化	28

## 第3章 計画の推進

1 計画の進行管理	29
2 連携と協働による推進	29

## 参考資料

1 男女共同参画計画の推進に関連する計画の指標	30
2 男女共同参画社会に向けての市民・事業所意識調査の概要	31
3 諫早市男女共同参画推進条例	42
4 諫早市男女共同参画庁内推進委員会規程	46
5 諫早市審議会等の委員への女性の登用促進規程	47
6 男女共同参画社会基本法	48
7 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	53
8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）	61

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の背景

本市は、平成13年3月に旧諫早市において策定していた「男女共同参画計画」を、平成17年3月の合併とともに新諫早市に引き継ぎ、平成20年4月に「第2次諫早市男女共同参画計画」を策定しました。その後、「諫早市男女共同参画推進条例」を制定したこと、同計画を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の規定に基づく基本計画として位置付けることに伴い、平成26年1月に改訂を行いました。あわせて、本市では、「諫早市男女共同参画推進センターひと・ひと」の開設をはじめ、「女・男フォーラム」の開催等の男女共同参画に関する様々な施策に取り組んできました。

国においては、平成27年8月に、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」を制定し、平成27年12月に「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」と「女性の活躍推進」を計画全体にわたる横断的視点として冒頭に位置付け、職場、地域、家庭などあらゆる場面における施策を充実する「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

県においても、平成28年3月に、女性の能力を十分に発揮できる社会づくりを一層進めるため、女性の活躍推進を強調し、施策の冒頭に位置付けた「第3次長崎県男女共同参画基本計画」が策定されています。

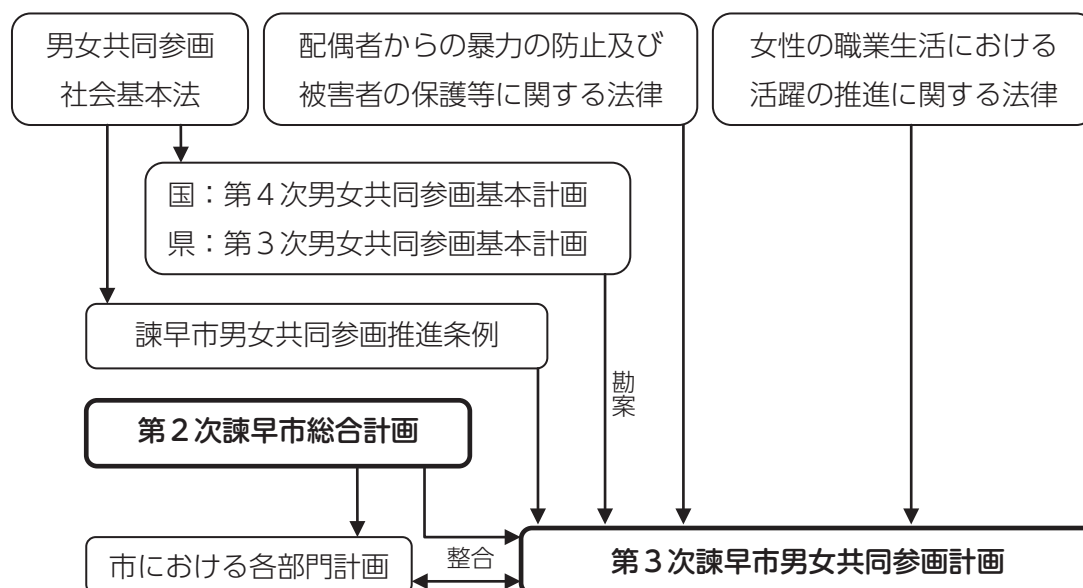
このようななか、本市においても、「第2次諫早市男女共同参画計画」は、平成29年度をもって計画期間が終了することから、これまでの成果や課題を踏まえ、計画の見直しを行い、社会状況の変化に対応した男女共同参画を推進するため、諫早市男女共同参画審議会のご意見もいただきながら、「第3次諫早市男女共同参画計画」の策定を行ったものです。

## 2 計画の性格・位置付け

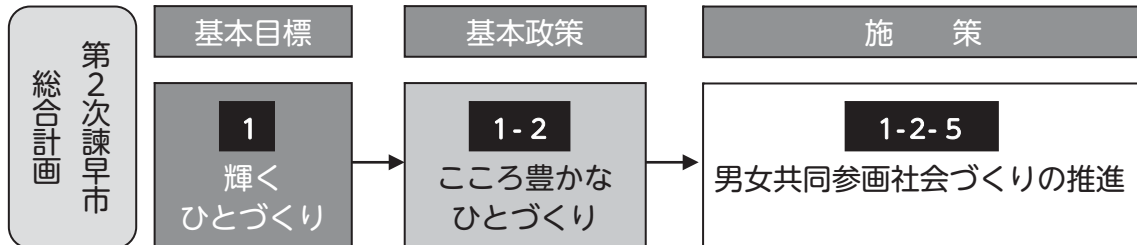
- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「諫早市男女共同参画推進条例」第10条第1項の規定に基づく計画で、その理念を踏まえ、国・県などの計画と整合を図りながら推進するものです。

## 第1章 計画の基本的な考え方

- (2) この計画は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を展開していく上で基本となるものであり、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、市、市民、事業者等及び教育関係者が連携・協働して進めるものです。
- (3) この計画は、第2次諫早市総合計画（平成28年3月策定）及び諫早市男女共同参画推進条例（平成25年7月施行）の理念に基づき、男女共同参画社会の形成を推進するための行動計画です。
- (4) この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定する、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての推進計画として位置付けるものです。（基本目標Ⅰ、Ⅲ、Ⅳ及び基本目標Ⅱの重点目標5の施策の方向（2）が該当します）
- (5) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定する、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画として位置付けるものです。（基本目標Ⅱの重点目標5、基本目標Ⅲの重点目標9の施策の方向（2）が該当します）
- (6) この計画は、「第2次諫早市総合計画」をはじめ各種計画と整合を図りながら、国の男女共同参画基本計画や長崎県男女共同参画基本計画を勘案し策定したものです。



(7) この計画は、第2次諫早市総合計画の基本目標である「輝くひとづくり」の実現をめざすもので、基本政策「こころ豊かなひとづくり」の施策のなかに位置するものです。



### 3 計画の期間

この計画の期間は、平成30年度（2018年度）から平成39年度（2027年度）までの10年間とします。

なお、この計画は、社会経済環境の変化や計画の進捗状況等に応じて、必要な見直しを行い施策に反映します。

### 4 めざす将来像・基本理念・基本目標

#### めざす将来像

この計画の推進によるめざすべき将来像は、「ともに生き ともに築く男女共同参画社会」とし、男女がともにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力が十分に発揮でき、あらゆる分野に参画できる、諫早市の男女共同参画社会の実現を図ります。

#### 基本理念

##### (1) 【男女の人権の尊重】

男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されるよう配慮されること。

##### (2) 【社会における制度や慣行についての配慮】

社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないよう配慮さ

## 第1章 計画の基本的な考え方

れること。

### (3) 【教育の場における男女共同参画の推進】

教育の果たす重要性を考慮し、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育の場において、男女共同参画を推進する視点が採り入れられるよう配慮されること。

### (4) 【政策等の立案・決定への共同参画】

男女が性別にかかわらず対等に、市の政策又は社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会が、平等に確保されるよう配慮されること。

### (5) 【家庭生活における活動と他の活動の両立】

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動と職場その他の社会のあらゆる分野における活動を両立することができるよう配慮されること。

### (6) 【暴力の根絶】

セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンス<sup>\*1</sup>等が個人の尊厳を侵す人権侵害であることを認識し、その根絶を目指すこと。

### (7) 【国際社会の動向を踏まえた国の取組との協調】

男女共同参画の推進は、国際社会の動向を踏まえて行われる国の取組と協調して行うこと。

## 基本目標

諫早市の男女共同参画社会の形成のため、次の4つの基本目標を設定し、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、市、市民、事業者等及び教育関係者が連携・協働して取り組みます。

## 〈I〉あらゆる分野における女性の活躍

男女共同参画とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことです。

女性の社会進出を促進するためには、女性の政策・方針決定過程の場への参画を積極的に進めていくことが重要であるため、審議会等への女性の登用などを促進し、あわせて、女性の活躍推進のため、女性の職業能力の育成・能力発揮の支

援に努めます。

また、働きたい女性が仕事と育児・介護等の二者択一ではなく、働き続け、その能力を発揮できるようワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けての取組を推進します。

家庭生活や地域活動において、役割が片方の性に偏ることがないように、男性の家庭生活への参画や地域活動への男女共同参画の視点が反映されるように努めます。

## 〈Ⅱ〉安全・安心な暮らしの実現

女性に対する様々な暴力は、女性に恐怖と不安を与え、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるため、暴力を認めない社会環境を整備するための啓発を推進し、暴力について相談しやすい体制を整備し、被害の潜在化を防止します。

また、男女の互いの性差に応じた健康を生涯にわたり包括的に支援するための取組を推進します。

ひとり親等の女性や単身高齢者、障害者は、生活上の困難に陥りやすいことから、貧困等の困難に対応した実情に沿った支援に取り組みます。

## 〈Ⅲ〉男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

家族形態の変化やライフスタイルの多様化を踏まえ、男女がともに仕事や家庭に参画できるよう育児・介護等の環境整備を推進します。

また、依然として存在する性別に基づく固定的な役割分担意識<sup>※2</sup>や性差に関する偏見を解消し、男女共同参画社会に対する理解を深めるため、広報・啓発、教育、生涯学習の促進に努めます。

男女共同参画社会基本法の基本理念の一つに「国際的協調」が掲げられています。市民の国際理解を深め、男女共同参画の視点に立った国際交流を推進します。

## 〈Ⅳ〉推進体制の整備・強化

男女共同参画社会の形成のためには、女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランス等、広範かつ多岐にわたる取組を推進することが必要です。

そのため、庁内の推進体制を強化し、総合的・効果的に各種施策に取り組み、国・県・他市町、推進団体等との連携を図ります。

また、市民を代表する男女共同参画審議会から男女共同参画についての意見を聴き、男女共同参画の施策に反映させます。

※1 ドメスティック・バイオレンス（DV）：配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から受ける身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力等のこと。

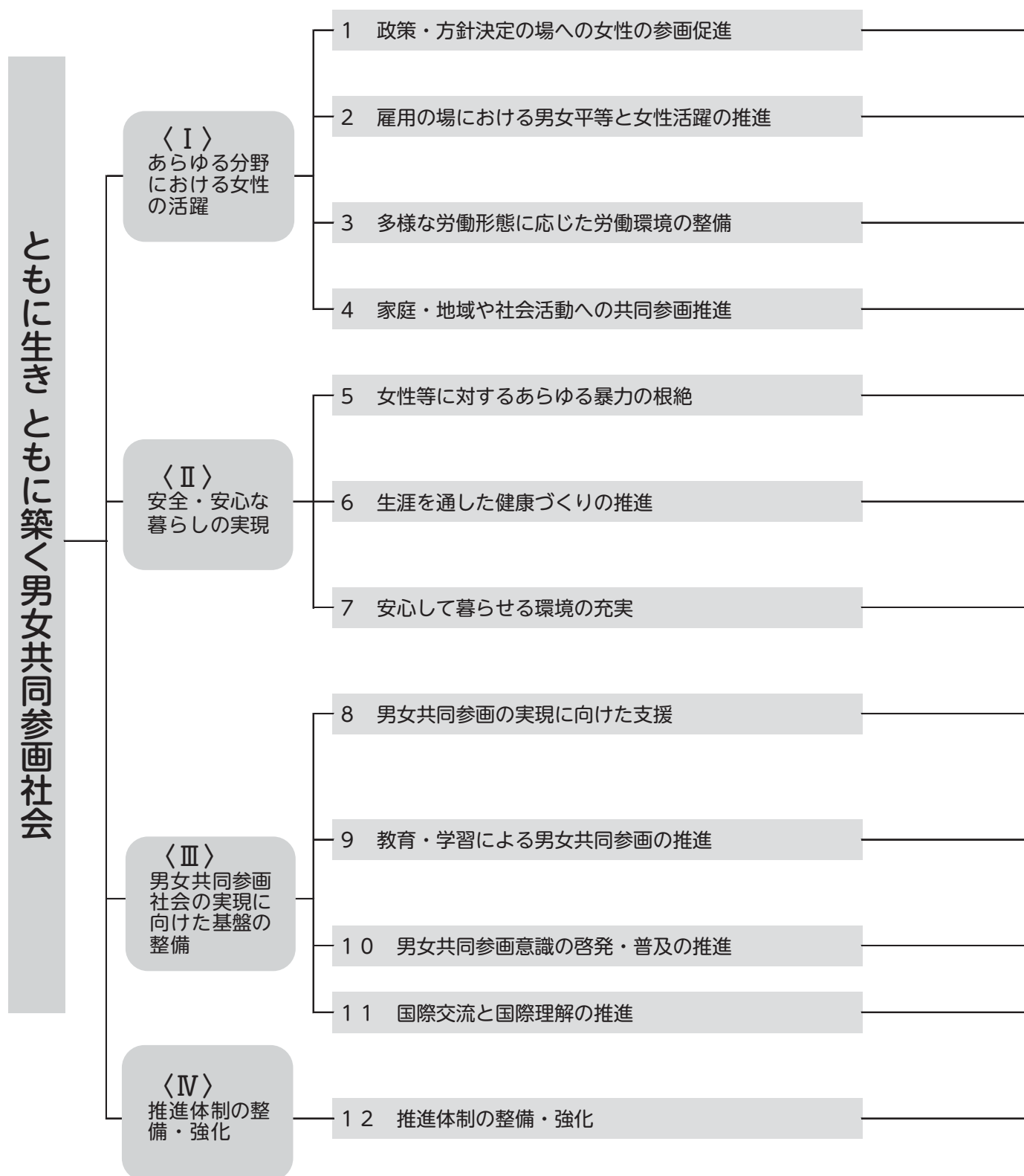
※2 性別に基づく固定的な役割分担意識：男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、男性、女性を理由として役割を固定的に分ける意識のこと。

# 5 施策の体系

【将来像】

【基本目標】

【重点目標】





【施策の方向】

(1) 審議会・役職等への女性の参画促進

(1) 雇用における平等な機会と待遇の確保

(2) 女性の職業能力の育成・能力発揮の支援

(3) 仕事と家庭の両立に関する意識啓発の推進

(1) 男女がともに働きやすい労働環境の整備

(2) 女性の経済的地位向上と労働条件の整備

(1) 家庭生活での男女共同参画の推進

(2) 地域社会での男女共同参画の推進

(1) 女性等に対するあらゆる暴力防止対策の推進

(2) 各種ハラスメントの防止対策の推進

(1) 妊娠・出産・子育て期における健康づくり支援

(2) 乳幼児期から青年期における健康づくりの推進

(3) 成人・高齢期における健康づくり支援

(1) 貧困・高齢・障害等により困難を抱えた人への支援

(2) ひとり親家庭等の自立支援

(1) 育児・保育の環境整備

(2) 働く男女の育児・介護支援

(3) 介護に関する制度の充実と基盤整備

(1) 学校・社会における教育・学習の推進

(2) 配偶者等からの暴力防止のための予防教育の推進

(3) 子どもの安全安心な環境の確保と健全な成長の推進

(1) 男女共同参画意識の調査及び広報・啓発活動の推進

(1) 国際交流・国際理解の推進

(1) 推進体制の充実

## 第2章 計画の内容

基本  
目標

〈 I 〉

あらゆる分野における女性の活躍

重点  
目標

1

政策・方針決定の場への女性の参画促進

### 現状と課題

男女が対等な立場で様々な分野で活躍できる社会の形成のためには、政策・方針決定の場への女性の参画が必要条件です。

しかし、本市においても各種審議会・委員会等の政策決定の場や、企業や地域社会における方針決定の場への女性の参画は、まだまだ十分とはいえません。

女性の視点からの意見が政策・方針決定に反映されるよう、各種審議会・委員会等の委員に積極的に女性の登用を推進するとともに、事業主に対し、管理職に占める女性比率を把握し課題分析を行うよう定め、女性の登用等のための事業主行動計画<sup>\*3</sup>の策定を義務付けた、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）の周知・啓発を行い、企業等に対しても、方針決定の場への積極的な女性の参画を促進します。

施策の  
方向

### （1）審議会・役職等への女性の参画促進

番号	事業名	目的及び内容	所管課
1	各種審議会等への女性の参画促進	諫早市の審議会等の委員への女性の登用率が、平成39年度（2027年度）末までに40%以上となるように努める。 当面の目標として、平成34年度（2022年度）末までに37.5%以上となるように努める。	人権・男女参画課
2	職場における女性職員の登用促進と啓発	国や県、関係機関などと連携し、事業主に対して、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の必要性について、周知・啓発を行う。 市の職員については、特定事業主行動計画に基づき、女性職員の活躍を推進する。	人権・男女参画課 産業誘致課 職員課

番号	事業名	目的及び内容	所管課
3	地域社会での女性の参画促進へ向けた啓発	地域活動に男女共同参画の視点を反映させるために、PTA や町内会・自治会等の各種地域団体に対して、女性の参画拡大についての啓発を行う。	人権・男女参画課 生涯学習課
4	女性人材情報の充実	諫早市の審議会等の委員への女性の登用促進を図るため、様々な分野で活躍する女性人材を発掘し、人材情報を充実させるとともに、収集した情報を積極的に提供する。	人権・男女参画課



※3 事業主行動計画：女性活躍推進法により、事業主が職員の仕事と子育ての両立や女性の職業生活における活躍の推進等に関する取組内容及び数値目標等を定めた計画で、国や地方公共団体が策定する計画を「特定事業主行動計画」、それ以外の事業主が策定する計画を「一般事業主行動計画」という。

重点  
目標

## 2 雇用の場における男女平等と女性活躍の推進

## 現状と課題

共働き世帯の増加にともない、女性の職場への進出は増えてきており、男女雇用機会均等法の改正や関連法の整備により、女性の雇用環境も改善されています。

また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が制定され、社会全体で女性の活躍の動きが拡大しつつあります。しかし、今まで男性が占めていた専門職・管理職等の幅広い分野へ女性が進出するためには、女性自身の職業能力をより高めることが求められていることから、能力開発の施策の展開と学習機会の確保を推進します。

そのほか、長時間労働等を背景とした男女の仕事を取り巻く環境には、女性特有のM字カーブ<sup>※4</sup>問題や働き方の二極化といった課題も存在しています。これら課題を解決する方法の一つに、ワーク・ライフ・バランスの実現があります。育児休業制度等といったワーク・ライフ・バランスを実現するための制度等の周知・啓発を行います。

施策の  
方向

## (1) 雇用における平等な機会と待遇の確保

番号	事業名	目的及び内容	所管課
5	男女雇用機会均等法と女性活躍推進法等の周知	国や県、関係機関などと連携し、事業主に対して、男女雇用機会均等法と女性活躍推進法等の周知・啓発を行う。	人権・男女参画課 産業誘致課
6	諫早雇用・労務協議会の雇用促進活動の支援	新規学卒予定者に対する求人の確保、及び一般、高齢者、障害者等の事業所への雇用促進を図る。 ・大学等就職合同説明会の実施 ・経営者向け講習会、制度の説明 ・採用選考に関する説明会 ・長崎県内就職応援サイト「Nなび」の活用促進に向けた広報、周知	産業誘致課

※4 M字カーブ：日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。出産・子育て期に離職し、子育てが一段落した時点で再就職する女性が多いという特徴を示している。

**施策の  
方向**
**(2) 女性の職業能力の育成・能力発揮の支援**

番号	事業名	目的及び内容	所管課
7	女性の職業能力開発支援	女性が職業生活において活躍できるよう、職業能力と管理能力の育成と開発の支援のための講座等、学習機会の提供を行う。	人権・男女参画課

**施策の  
方向**
**(3) 仕事と家庭の両立に関する意識啓発の推進**

番号	事業名	目的及び内容	所管課
8	育児休業・介護休業制度の周知	国や県、関係機関などと連携し、事業主に対して、育児休業・介護休業制度の定着を図るために、普及・啓発を行う。	人権・男女参画課 産業誘致課
9	働き方の見直しの推進	ワーク・ライフ・バランスが図られるよう、長時間労働等の改善について普及・啓発を行う。 市の職員については、特定事業主行動計画に基づき、育児休業等の取得促進を図る。	人権・男女参画課 産業誘致課 職員課



## 3 多様な労働形態に応じた労働環境の整備

## 現況と課題

パートタイム労働者、派遣社員、契約社員など非正規雇用労働者と正社員の格差の問題は、男性に比べて女性の非正規雇用の割合が高いことから、男女間の格差の一因になっているという指摘もあります。そのため、事業者の労務管理改善と従業員の福祉の向上を図る取組を促進します。

また、女性労働者の労働条件等の情報提供を行い、女性の労働環境の整備に努めます。

女性は農林水産業や商業の重要な担い手として、大きく貢献しながらも、果たしている役割が適正に評価されていない現状もあります。については、農林水産業や商業において女性が男性の対等なパートナーとして、経営等に参画できるよう女性の経営上の位置付けの明確化や経済的地位の向上に向けた取組の普及促進を図ります。

施策の  
方向

## (1) 男女がともに働きやすい労働環境の整備

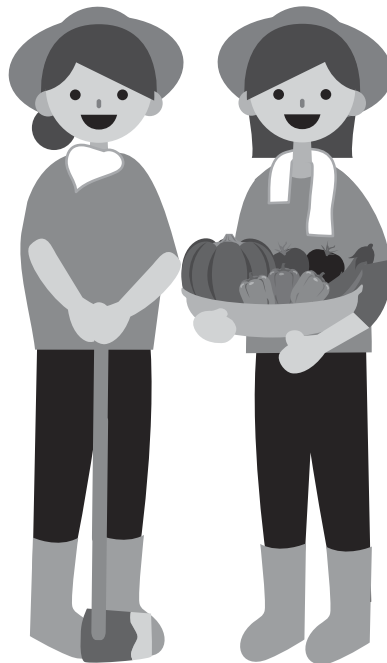
番号	事業名	目的及び内容	所管課
10	農業・農村活性化支援	<p>農業・農村を取り巻く課題を解決するために、農業経営の改善と所得向上を目指して、農業者が自らの発想で取り組む事業に対して支援する。</p> <p>また、地域の資源を活用した加工、販売等の「6次産業化」<sup>※5</sup>にあたって意欲ある女性の取組を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の特性や資源を活かした特色ある農業の展開</li> <li>・新規作物や新品種の栽培</li> <li>・農畜産物を使った商品の開発・改良</li> <li>・農畜産物や加工品の販路開拓・拡大</li> </ul>	農業振興課
11	諫早雇用・労務協議会の労務管理等の改善活動の支援	<p>事業主の労務管理の改善と従業員の福祉の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労務管理研修会の実施</li> <li>・新就職者研修会の実施</li> <li>・賃金実態調査の実施</li> <li>・先進地域、企業の視察研修など</li> </ul>	産業誘致課

※5 6次産業化：農林水産物の生産（1次産業）、食品製造・加工（2次産業）、流通・販売等（3次産業）を組み合わせ、付加価値の高い商品や新たな農林水産業ビジネスを創出すること。

施策の  
方向

(2) 女性の経済的地位向上と労働条件の整備

番号	事業名	目的及び内容	所管課
12	女性の労働に関する情報提供	<p>国や県、関係機関などと連携し、女性労働者の労働条件等について情報提供を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女雇用機会均等法の周知</li> <li>・労働基準法の周知</li> <li>・パートタイム・アルバイトの就労に関する社会制度の周知</li> <li>・労働者派遣法の周知</li> </ul>	人権・男女参画課 産業誘致課
13	家族経営協定 <sup>※6</sup> の推進	<p>女性も農家経営のパートナーとして、労働対価及び休日・休暇を均等に享受することにより、さらに労働意欲と活力を生み出し、安定的な農家経営につなげることが必要である。認定農業者<sup>※7</sup>制度では、これらの内容を家族協定として締結することを推奨するとともに、普及促進を図る。</p>	農業振興課 農業委員会



※6 家族経営協定：家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。

※7 認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づいて、農業の担い手として市町村が認定した農業者。

重点  
目標

## 4 家庭・地域や社会活動への共同参画推進

## 現況と課題

育児や家事については、男女の固定的な役割分担意識が根強く残っており、男性は、仕事と家庭生活を比べると、仕事中心になる傾向にあります。一方、女性は、家庭等への負担が重く、希望する形で働くのが難しいという悩みがあります。

男女がともに仕事と家庭生活を両立し、社会活動に参画するためには、男性の職場優先の考えを見直し、女性が担ってきた家事・育児等に、男性も携わることができるようライフスタイルの転換や意識の改革が必要です。そのため、男性の家事・育児等への参画を支援するための施策を図ります。

また、ボランティア活動への支援や消防団をはじめ多様な地域活動への女性の参画を通して、地域社会における男女共同参画を推進します。

施策の  
方向

## (1) 家庭生活での男女共同参画の推進

番号	事業名	目的及び内容	所管課
14	男女共同参画推進センター講座の開催	男女が家事や育児などの家庭的責任を果たせるよう、自立能力を高める講座などの学習機会の提供を行う。また、男性の意識改革や生活自立のための家事等実践講座を開催する。	人権・男女参画課

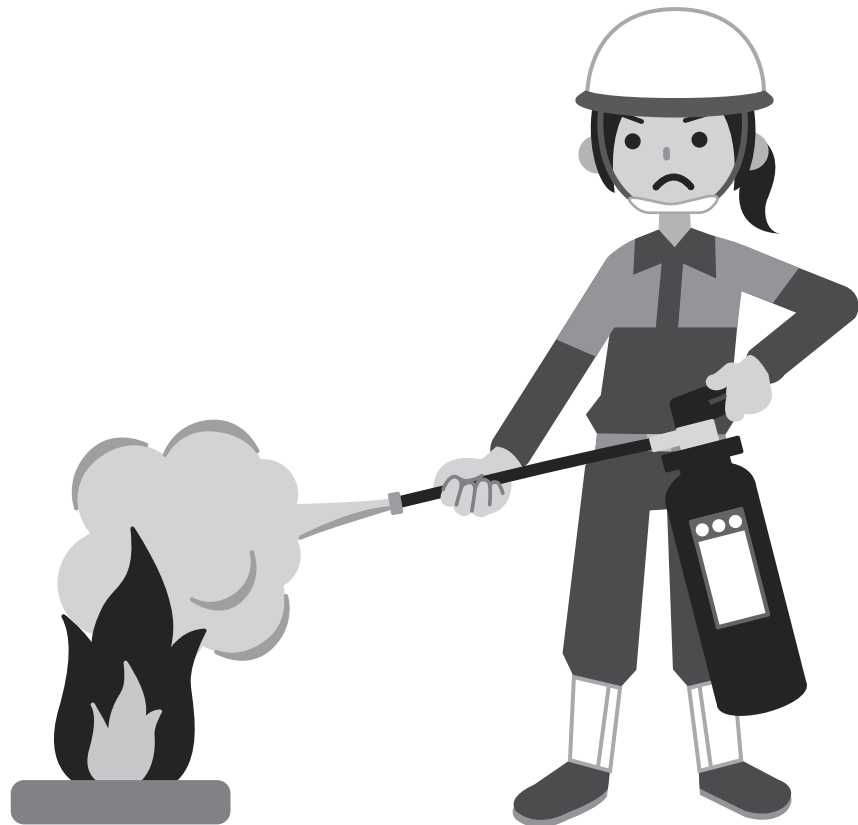
施策の  
方向

## (2) 地域社会での男女共同参画の推進

番号	事業名	目的及び内容	所管課
15	地域活動における男女共同参画促進	地域活動への男女共同参画の必要性について啓発し、参画を促進する。また、地域活動を担う指導者への女性の参画を促進する。	人権・男女参画課
16	ボランティア活動支援	ボランティアの育成と活動を支援し、地域福祉の向上を図る。 ・ボランティア体験スクール、ボランティア教室の開催等 ・各種研修会、養成講座の開催等 ・活動費助成、保険料助成、研修会参加助成等 ・ボランティアコーディネーター設置等	福祉総務課



番号	事業名	目的及び内容	所管課
17	地域福祉活動の推進	諫早市社会福祉協議会が実施する、地区社協活動に対する支援及び福祉団体間の交流やネットワークづくり、その他地域福祉活動を推進する。	福祉総務課
18	男女共同参画の視点からの防災対応	消防団活動をはじめとした地域消防防災活動への女性の参画を促進したり、女性に配慮した避難所運営など男女共同参画の視点にたった防災対応を推進する。	総務課



基本  
目標

〈Ⅱ〉

安全・安心な暮らしの実現

重点  
目標

5

女性等に対するあらゆる暴力の根絶

現状と課題

暴力は、犯罪となる行為をも含む個人の尊厳を傷つける許されない行為であり、配偶者をはじめとする身近な者からの暴力は、潜在化しやすいことがあります。そこで、被害者の立場に立った相談体制を整備し、被害の潜在化を防止し、被害者支援に努めます。

また、職場等で行われるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント<sup>※8</sup>等は、女性の職場等での活躍のみならず男女共同参画社会の形成をも阻害するものであるため、各種ハラスメント防止のために周知・啓発を行います。

施策の  
方向

(1) 女性等に対するあらゆる暴力防止対策の推進

番号	事業名	目的及び内容	所管課
19	暴力の根絶に対する意識啓発	あらゆる暴力の根絶を図るため、各種関連法、関係機関の情報を収集し、市民へ提供することにより、暴力の根絶に対する意識啓発を行う。	秘書広報課 人権・男女参画課
20	相談業務の充実	あらゆる暴力に対応した相談窓口を充実させ、相談窓口の周知を図るとともに、関係機関との連携に努める。	人権・男女参画課 市民相談室 こども支援課 高齢介護課 学校教育課
21	住民基本台帳事務における支援措置	ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる支援措置対象者にかかる住民情報を保護するため、住民票の閲覧及び住民票と戸籍の附票の交付制限を行うとともに、関係機関との連携に努める。	市民窓口課

施策の  
方向

(2) 各種ハラスメントの防止対策の推進

番号	事業名	目的及び内容	所管課
22	各種ハラスメントの防止対策の啓発活動	国や県、関係機関などと連携し、家庭や職場におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止対策の周知・啓発を行う。	人権・男女参画課 産業誘致課

重点  
目標

## 6 生涯を通じた健康づくりの推進

## 現状と課題

男女が互いに身体的性差を理解し、人権を尊重しながら思いやりを持って生活していくことは、男女共同参画社会を形成するために必要なことです。特に、女性は妊娠や出産をはじめ女性特有の健康上の問題もあることから、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）<sup>※9</sup>の視点が重要です。

このようなことに配慮しながら、男女の健康をライフステージ別に支援するための取組を推進します。特に、女性の健康については妊娠・出産など女性にとって節目の時期に、地域における健康づくりの機会を確保・支援します。

施策の  
方向

## (1) 妊娠・出産・子育て期における健康づくり支援

番号	事業名	目的及び内容	所管課
23	妊娠・出産から子育てまでの切れ目ない支援体制の整備	母子の健康の保持増進を図るため、切れ目ない保健対策を実施する。	健康福祉センター

施策の  
方向

## (2) 乳幼児期から青年期における健康づくりの推進

番号	事業名	目的及び内容	所管課
24	乳幼児期の健やかな成長、発達の促進	乳幼児期の健康増進を図るため、健診や相談、教育、家庭訪問、予防接種等を行う。	健康福祉センター
25	地域における子育て支援	母子保健の向上と子育て支援を進めるために、地域での母子保健推進員活動を推進する。	健康福祉センター

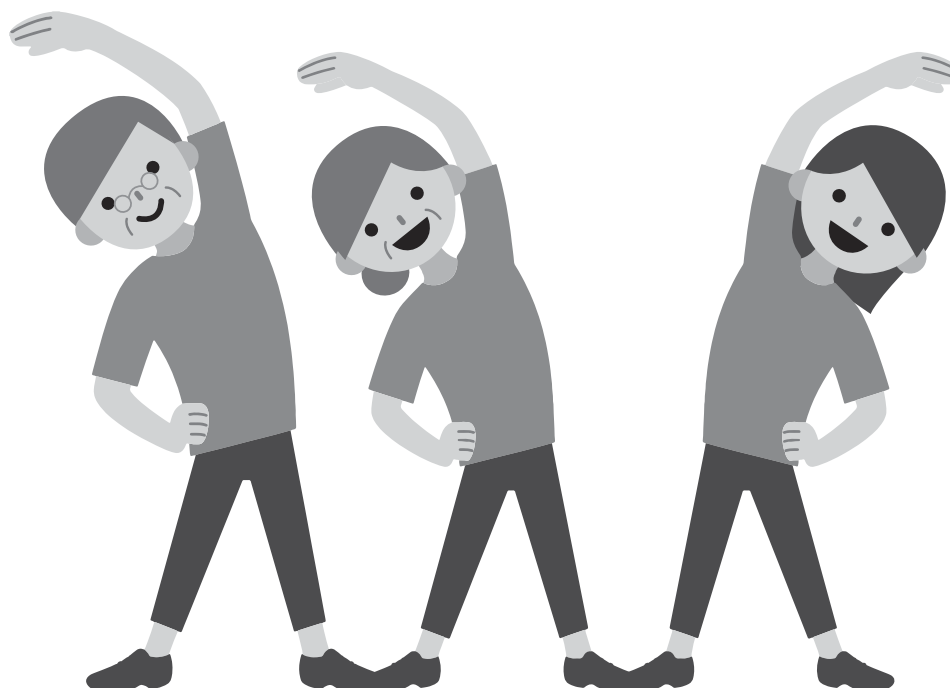
※8 マタニティ・ハラスメント：いやがらせを意味するハラスメントのうち、働く女性が妊娠・出産、育児休業等を理由とした解雇等の不利益を受けることや、職場で精神的・肉体的ないやがらせを受けること。

※9 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）：女性が自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利をいい、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産などが含まれる。

施策の  
方向

(3) 成人・高齢期における健康づくり支援

番号	事業名	目的及び内容	所管課
26	地域・関係団体との連携による総合的な健康づくり推進	一人ひとりが積極的に健康づくりに取り組むため、健康づくり推進協議会、食生活改善推進協議会や運動普及推進員協議会などが、家庭や地域、職域において健康づくり運動を進める。	健康福祉センター
27	生涯スポーツの推進	生涯スポーツ・レクリエーションを通して気軽に体力づくり、健康づくりに取り組める機会を提供し、健康増進を図る。	スポーツ振興課
28	成人期の健康づくり	成人期の健康づくりを推進するため、生活習慣病予防のための健診や普及・啓発を行う。	健康福祉センター
		生活習慣病を予防するため、内臓脂肪型症候群に着目した特定健康診査及び特定保健指導を実施する。	保険年金課
29	高齢期の健康づくり	住み慣れた地域でいつまでも生き生きと生活できるよう支援するために、介護予防の普及・啓発を行う。	高齢介護課



重点  
目標

## 7 安心して暮らせる環境の充実

## 現状と課題

高齢者の就業等による社会参加は、高齢者が孤立することなく安心して暮らせることにつながります。そのため、高齢者への就業機会の提供を確保するシルバー人材センターの運営を支援します。また、高齢者や障害を持つ人が社会の一員として、安心して生活できるよう、生活圏におけるバリアフリーの充実及び地域社会への参画を推進するための活動を支援します。その他、貧困等の世代間連鎖を断ち切るため、貧困の状況にある子どもへの教育の支援を行います。

ひとり親世帯等に対しては、世帯の実情に応じた経済的・社会的自立の支援を推進します。また、一時的に生活援助が必要になったひとり親世帯に必要なサービスを提供し、ひとり親世帯の福祉の増進を図ります。

施策の  
方向

## (1) 貧困・高齢・障害等により困難を抱えた人への支援

番号	事業名	目的及び内容	所管課
30	シルバー人材センター支援	シルバー人材センターの運営を支援し、高齢者の積極的な人材活用と就業機会の提供による社会参加を促進する。	高齢介護課
31	地域福祉活動の支援（ふれあいいきいきサロンへの助成）	ふれあいいきいきサロンへの助成により、一人暮らしや家に閉じこもりがちな高齢者に寄り合いの場を提供し、社会的孤立感の解消や心身機能の維持向上、互いに助け合う精神の高揚を図る。	高齢介護課
32	養護が必要な高齢者の施設入所措置	環境上の理由又は経済的な理由により自宅では養護が受けられない高齢者に対し、養護老人ホームでの安心した生活を提供する。	高齢介護課
33	上山荘・上山荘南館での生きがいづくりの推進	高齢者の人生を楽しく有意義なものとするための各種教養講座を開催するとともに、ふれあいや憩いの場を提供する。	高齢介護課
34	老人クラブ活動の支援	老人クラブ連合会、単位老人クラブへの助成により、高齢者の社会参加、生きがいづくり、健康づくり等の活動の支援を行う。	高齢介護課
35	緊急通報体制等の整備	一人暮らし高齢者等の緊急時に迅速かつ適切に対応するための支援体制を確保し、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるように支援する。	高齢介護課
36	バリアフリー化の推進	「バリアフリーのまちづくり基本指針」を基に、ハード、ソフト両面からのバリアフリー化の推進を図り、今後のまちづくりの重要な課題となっている障害者等の自立と社会参加を促進する。	都市政策課 障害福祉課

## 第2章 計画の内容

番号	事業名	目的及び内容	所管課
37	生活保護（最低生活費の保障）	困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者への出産に対して扶助を行う。	保護課
38	就学援助	教育の機会均等の立場に立ち、可能な限りの教育的支援を行うことで、子どもたちが、安心して教育を受けられるよう、夢と希望を持って成長していけるような教育環境づくりを推進する。	学校教育課

### 施策の方向

## (2) ひとり親家庭等の自立支援

番号	事業名	目的及び内容	所管課
39	ひとり親家庭等自立支援推進	専門の相談員を配置し、ひとり親家庭等に対し、その生活の安定と向上のために必要な実情の把握に努め、相談に応じ、調査指導を行い、ひとり親家庭等の福祉の増進を図る。また、就業相談を通じてひとり親家庭の自立支援を行う。 ・自立に必要な情報提供 ・福祉資金の貸付及び貸付金の償還指導 ・自立支援給付金制度の周知による就労支援	こども支援課
40	ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施	ひとり親家庭等が疾病等や社会的な事由により一時的に生活援助サービス若しくは保育サービスが必要とする場合に、家庭生活支援員を派遣し、必要なサービスを提供することで、ひとり親家庭等の福祉の増進を図る。	こども支援課
41	児童扶養手当の支給	父母の離婚などにより、父親又は母親と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までが対象、一定の障害を有する20歳未満が対象）を監護しているひとり親又は養育者に児童扶養手当を支給することにより、家庭の生活の安定と自立の促進を図る。	こども支援課
42	ひとり親家庭等福祉医療費の支給	母子家庭における母と子、父子家庭における父と子及び寡婦等に対して、医療費の一部を支給することにより、福祉の増進を図る。	こども支援課
43	市営住宅入居の優遇措置	母子家庭の母若しくは父子家庭の父の市営住宅入居の際の優遇措置により自立を促進する。	建築住宅課

基本  
目標

## 〈Ⅲ〉

## 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

重点  
目標

## 8

## 男女共同参画の実現に向けた支援

## 現状と課題

男女が仕事と家庭生活とのバランスを取りながら、充実した生活を送ることは、男女共同参画社会実現への第一歩といえます。

市民意識調査でみると、半数以上は、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対という意見です。しかし、現実には、M字カーブ問題にみられるように出産・子育て期に離職する女性が多いことや、家族の介護のために休職や退職を余儀なくされている事例もあり、女性の社会進出の障害になっています。

女性にだけ、育児・介護等の負担を負わせるのではなく、男女が共に仕事や家庭に関する責任を担えるよう、育児・介護の支援基盤の整備を図ります。

施策の  
方向

## (1) 育児・保育の環境整備

番号	事業名	目的及び内容	所管課
44	こどもの城の運営	恵まれた自然環境の中で、子どもたちの主体的な活動、子ども相互の交流、家族その他子どもたちを見守る人々との交流等を通して、子どもたちの生きる力を培う。	こどもの城
45	地域子育て支援センターによる支援	育児に対する不安等の相談・指導、親子の交流の場の設置及び子育てに関する情報発信などを行い、子育てを支援する。	こども支援課
46	いさはや子育てネットによる支援	子育て環境の充実を図るため、子育て情報専用ウェブサイト「いさはや子育てネット」を開設し、子育て世代のニーズに応じた情報を随時分かりやすく発信する。	こども支援課
47	子ども福祉医療費の支給	中学生までの子どもの医療費の一部を支給することにより、経済的、精神的負担を軽減し、子育てを支援する。	こども支援課
48	出産育児一時金の支給	出産等に係る保険給付を行うことにより被保険者の負担を軽減する。	保険年金課

**施策の  
方向**
**(2) 働く男女の育児・介護支援**

番号	事業名	目的及び内容	所管課
49	教育・保育事業の充実	保護者のニーズに応じた「子どものための教育施設」又は保護者の就労等保育の必要性に応じた「子どものための保育施設」の提供を行う。 また、保育の必要性の多様化に対応し、延長保育や休日保育などの特別保育の提供を行う。	こども支援課
50	一時預かり事業の充実	保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所や認定こども園又は幼稚園等において、一時預かりを行い、保護者の子育てに伴う肉体的又は心理的な負担の解消を図る。	こども支援課
51	病児保育の充実	小学生以下の児童が病気やその回復期で、集団保育が困難な期間、一時的に医療機関付設の専用スペースで預り、保護者の就労と子育てを支援する。	こども支援課
52	学童保育の充実	就労等により昼間保護者が家庭にいない小学生に対し、適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全育成と保護者の子育て・仕事の両立を支援する。	こども支援課
53	介護サービスの提供	介護が必要となった高齢者等ヘデイサービスやヘルパーの訪問など在宅系（自宅や居住系施設）のサービス、特別養護老人ホームや老人保健施設などの介護保険施設に入所して受けるサービス、グループホームなどの地域密着型サービスによる介護保険の給付を行うことにより、家族の介護負担の軽減を図る。	高齢介護課

**施策の  
方向**
**(3) 介護に関する制度の充実と基盤整備**

番号	事業名	目的及び内容	所管課
54	介護保険制度の着実な実施	介護保険事業計画に基づき、適正な介護サービス基盤の整備を図る。	高齢介護課



重点  
目標

## 9 教育・学習による男女共同参画の推進

## 現状と課題

男女共同参画社会の実現のためには、家庭や学校等において、人権の尊重や男女の平等、男女が共同して社会に参画することの重要性について、学ぶことが重要です。そのために、学校教育や各種講座等の生涯教育を通して、固定的な性別役割分担にとらわれず男女共同参画に関する理解を深めることや、男女共同参画の視点を踏まえた男性の育児・家事等への参画につながる啓発を行います。

また、子どもの頃から男女間における暴力防止のための取組を推進します。あわせて、女性や子どもの人権を侵害するような有害情報への対策を促進し、インターネット上の情報の取り扱いについては、人権侵害防止の視点から啓発を行います。

施策の  
方向

## (1) 学校・社会における教育・学習の推進

番号	事業名	目的及び内容	所管課
55	人権教育の推進	女性の人権を守る意識の基礎となる、人権教育を中心に、様々な基本的人権に関する教育の推進を図るため、市立小中学校において、意識啓発のための集会、ビデオ上映等を開催する。各学校においては、ハラスメント相談窓口を設置する。	学校教育課
56	男女平等教育の推進	児童生徒の発達段階を考慮し、各教科・特別の教科 道徳・特別活動を通じて男女平等の精神を培う。また、教員研修においては、男女平等の教育に関する内容を取り上げ、指導現場における実践化を図る。	学校教育課
57	職場体験学習の開催	市立中学校において、性別にかかわらず望ましい職業観、勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけ、主体的な職業選択能力・態度を育成するため、学校・地域・産業界等が連携して体験的な進路学習を研究し、全中学校で実施する。	学校教育課
58	思春期保健教育の推進	性に関する指導、薬物乱用防止に関する指導を実施する。	学校教育課
59	高齢者講座の開催	男性の家事参画による生活力の向上、DV防止等について意識啓発を行う。 また、男女ともに、高齢者が個々の持ち味を活かし、地域で活躍できるように人材育成の講座を企画する。	生涯学習課

## 第2章 計画の内容

番号	事業名	目的及び内容	所管課
60	成人講座の開催	男性の家庭参画、ワーク・ライフ・バランス、働き方改革など男女共同参画の視点に基づく講座を実施する。 また、男女ともに、個々の持ち味を活かし、地域で活躍できるように人材育成の講座を企画する。	生涯学習課
61	青少年講座の開催	子どもたちの生きる力を育むために、土日、祝日や長期休業日を利用して、集団による体験講座や学習講座を実施したり、地域の大人との関わりを促進しながら、将来の諫早を担う、たくましく、コミュニケーション力の高い子どもたちを育成する。	生涯学習課
62	女性講座の開催	男女共同参画の実現に向け、女性たちが自分の意欲や能力を活かし、充実した生き方や働き方ができるよう、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍促進を視野に入れた、スキルアップ講座の開催に努める。また、地域における女性リーダーを養成するための講座を実施する。	生涯学習課
63	家庭教育講座の開催	男女共同参画の視点に立った子育てを学習し、家庭教育は父母の共同責任であるとの認識をもった親としての教育力を高め、子どもの健やかな成長を図るための学習を行うとともに、子育てに関する情報交換やネットワークづくりを行う。	生涯学習課
64	出前講座の開催	地域の団体やグループの活動の場及び企業等に出向き、男女共同参画意識の啓発のための基本的な内容の講座を行う。	人権・男女参画課

### 施策の 方向

## (2) 配偶者等からの暴力防止のための予防教育の推進

番号	事業名	目的及び内容	所管課
65	デートDV <sup>※10</sup> 防止講座の開催	パートナーとの対等なあり方を伝え、人権を尊重する意識の啓発を推進するため、市内中学生を対象に講座を開催する。	人権・男女参画課

※10 デートDV：交際中のパートナー間で起こる身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力等のこと。

**施策の  
方向**
**(3) 子どもの安全安心な環境の確保と健全な成長の推進**

番号	事業名	目的及び内容	所管課
66	有害環境の浄化対策の推進	性犯罪・売買春、家庭内暴力等女性に対する暴力を誘引する恐れがある有害図書・玩具の販売等を立入調査し巡回指導を行う。また、有害図書類回収のため白ポストを市内に設置し、投函物を毎月回収する。	少年センター
67	メディア（インターネット等）に対する安全教育	PTAや健全育成会、子ども会など子どもの育ちに関わる様々な関係団体の研修会にメディア安全指導員 <sup>※11</sup> を派遣し、ゲームやケータイなどメディアの安全安心な使い方について伝える。	生涯学習課



※11 メディア安全指導員：長崎県主催の養成講座を受講し資格を取得した上で、長崎県の青少年のメディア環境改善を目指し、講話による啓発活動に取り組む者。

重点  
目標

## 10 男女共同参画意識の啓発・普及の推進

## 現状と課題

市民意識調査で見ると、家庭生活では5割、また、社会全体としてみた場合では、7割以上で「男性の方が優遇されている」という意見が占めています。

人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識や性差に関する偏った認識の解消のため、男女共同参画の理念等についてわかりやすい広報や、イベント等を通して、市、市民、事業者等及び教育関係者と連携・協働して、男女共同参画社会形成に向けての意識啓発を行います。

施策の  
方向

## (1) 男女共同参画意識の調査及び広報・啓発活動の推進

番号	事業名	目的及び内容	所管課
68	意識調査・実態調査の実施	各種イベント時に、男女共同参画に対する市民の意識と実態についての調査を実施する。	人権・男女参画課
69	広報による意識の啓発	刊行物等における文章やイラスト等の表現方法に対する配慮や、様々な情報を提供し、男女共同参画社会形成のための啓発を行う。 ・啓発誌の発行、「広報いさはや」、市ホームページへの掲載 ・新聞、ケーブルテレビ、FM ラジオ等の活用	秘書広報課 人権・男女参画課
70	イベント・学習会の開催	人権を尊重し、平和で豊かな男女共同参画社会を実現するため、推進団体・企業等との連携によるフォーラム、講演会、セミナー等を開催する。	人権・男女参画課
71	図書による意識の啓発	男女共同参画、男性問題、女性問題をテーマとした本の展示を行う。 ・男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動期間等にあわせた本の展示	生涯学習課 市立図書館
72	情報の収集と提供	男女共同参画に関する最新情報を収集し、市民に提供する。	人権・男女参画課

重点  
目標

## 11 国際交流と国際理解の推進

## 現状と課題

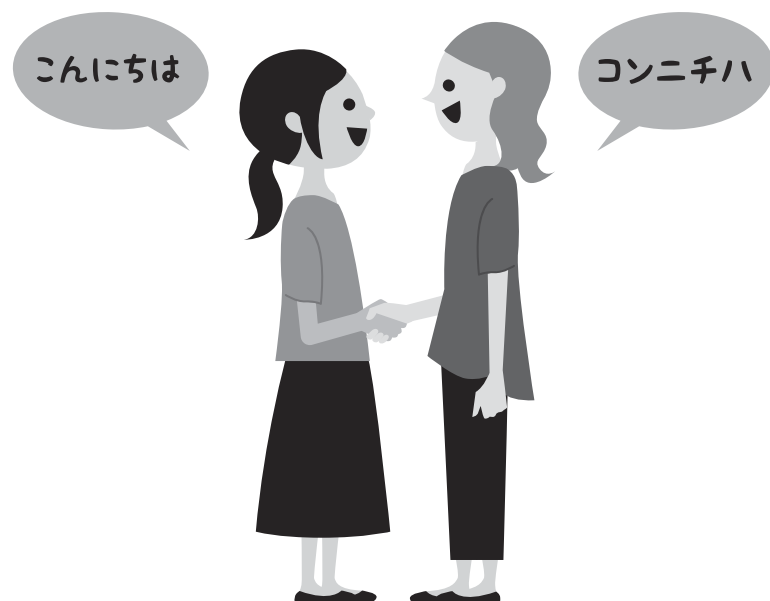
我が国の男女共同参画の施策は、国際的な女性の地位向上の動きと連動する形で推進されてきました。男女がともに、生き生きと生活できる社会の実現を図るためには、国際的な視野を持って取り組む必要があります。

ついては、国際感覚を身につけさせるため、公立小中学校における外国語指導助手による授業・交流等を推進します。また、市民主体の国際交流活動を支援し、相互理解を深めます。

施策の  
方向

## (1) 国際交流・国際理解の推進

番号	事業名	目的及び内容	所管課
73	国際理解教育の推進	本市小中学校における外国語教育の充実を図り、コミュニケーション能力の育成、国際理解を促すことを目的に、外国語指導助手を招致し、生の英語、異なる文化を体験的に学び国際感覚を身につけさせる。	学校教育課
74	国際交流の推進	文化や歴史、習慣などの違いから、お互いを認め合い、自己の認識や考え方などを顧みる機会として、市民主体の国際交流を推進する。	企画政策課



基本  
目標

〈Ⅳ〉

推進体制の整備・強化

重点  
目標

12 推進体制の整備・強化

現状と課題

この計画に基づき、様々な施策を総合的・効果的に推進するために、職員の男女共同参画についての認識を深め、庁内の推進体制を強化し、関係部局と連携を図り、事業の進捗状況を把握するとともに、国・県・他市町、推進団体等との連携を推進します。

また、市民を代表する男女共同参画審議会へ、毎年男女共同参画計画の進捗状況を報告し、意見を聴き、男女共同参画の施策に反映させます。

施策の  
方向

(1) 推進体制の充実

番号	事業名	目的及び内容	所管課
75	庁内推進体制の整備	副市長を会長に、教育長、上下水道局長、各部長を委員とする男女共同参画庁内推進委員会や委員が指名した職員で構成する幹事会の機能を充実し、関係部局間の連携を図り、職員一人ひとりが男女共同参画に対する認識を深めることができるよう職員研修や情報提供の充実を図る。	人権・男女参画課
76	諫早市男女共同参画審議会の設置	男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議を行うため男女共同参画審議会を設置し、計画を推進する。	人権・男女参画課
77	拠点施設の充実	諫早市男女共同参画推進センター「ひと・ひと」をあらゆる男女の問題解決に向けての意識を育てる場・情報の受発信の拠点として、施設の充実を図る。	人権・男女参画課
78	男女共同参画に関する相談の充実	男女共同参画に関する市民等からの相談や苦情に対し適切な処理を行う。	人権・男女参画課

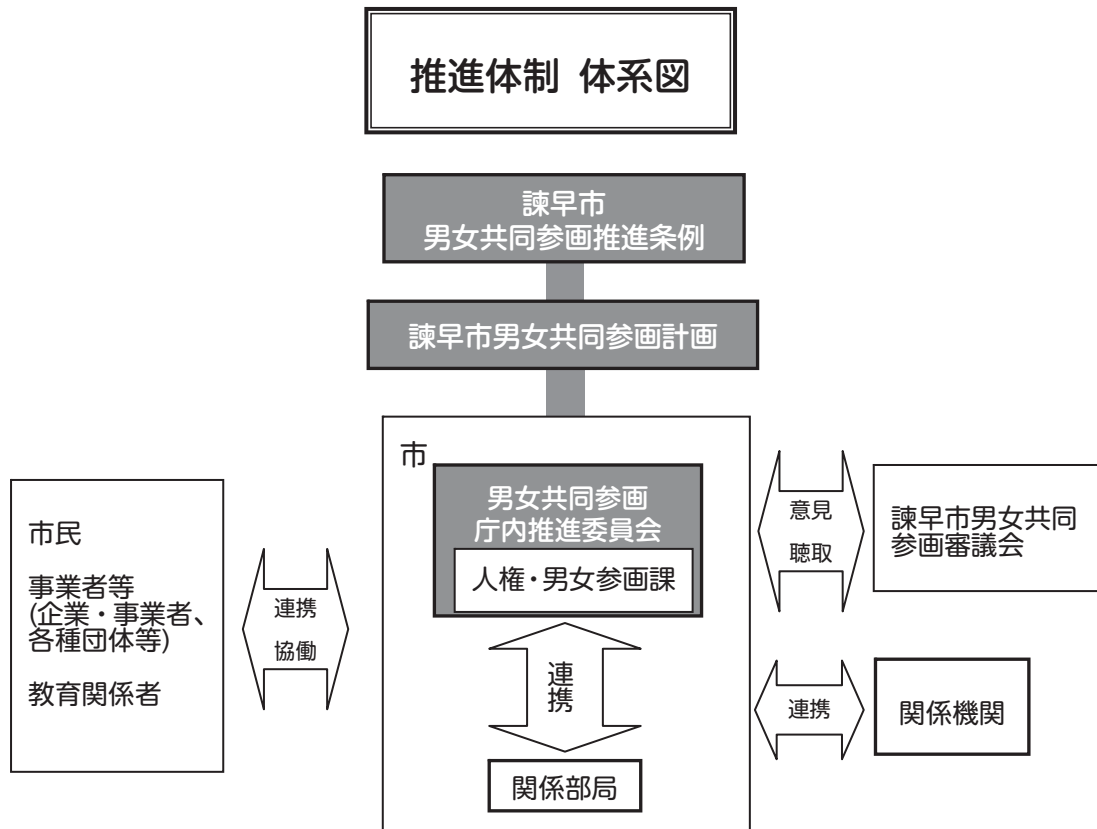
## 第3章 計画の推進

### 1 計画の進行管理

計画を実効性のあるものにするため、進捗状況を把握し、成果等の評価について研究するとともに、情報公開を進め進行管理を行います。

### 2 連携と協働による推進

国・県・他市町・民間団体・企業など関係機関と連携して、積極的な男女共同参画の情報収集に努めるとともに、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、市、市民、事業者等及び教育関係者が連携・協働して男女共同参画社会の形成に取り組みます。



# 参考資料

## 1 男女共同参画計画の推進に関連する計画の指標

項目	実績値	目標値	達成年度	関連計画 所管課	事業 番号	
〈Ⅰ〉 あらゆる分野における女性の活躍	女性起業塾受講者のうち起業者数	4人 (H28年度)	5年間累計 15人	H31 (2019)	諫早市まち・ひと・しごと創生総合戦略 (平成30年3月改訂版)	7
	女性のための再就職セミナー受講者のうち再就職者数	4人 (H28年度)	5年間累計 30人	H31 (2019)		
	市の男性職員の育児休業取得率	6.3% (H28年度)	12%	H32 (2020)	女性活躍推進法に基づく諫早市特定事業主行動計画(前期)	9
	市の男性職員の配偶者出産休暇取得率	81.3% (H28年度)	80%	H32 (2020)	職員課	
〈Ⅱ〉 安全・安心な暮らしの実現	子宮頸がん検診受診率	37.3% (H27年度)	50%	H34 (2022)	諫早市健康増進計画 健康いさはや21 (第三次)	28
	乳がん検診受診率	32.3% (H27年度)	50%	H34 (2022)		
〈Ⅲ〉 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	子育て支援ウェブサイト年間アクセス数	4万8千件 (H28年度)	6万件	H31 (2019)	諫早市子ども・子育て支援事業計画	46
	学童クラブ数	38クラブ (H28年度)	44クラブ	H31 (2019)		こども支援課
	ワーク・ライフ・バランスをテーマにしたセミナー参加者数	905人 (H28年度)	5年間累計 1,800人	H31 (2019)	諫早市まち・ひと・しごと創生総合戦略 (平成30年3月改訂版)	70
	ワーク・ライフ・バランスをテーマにしたセミナー参加者の理解度	—	75%以上	H31 (2019)		



## 2

**男女共同参画社会に向けての市民・事業所  
意識調査の概要**

## ○調査の目的

男女共同参画に関する市民の意識を把握し、第3次諫早市男女共同参画計画策定の基礎資料とするために、市民及び事業所意識調査を実施したものです。

**1. 市民意識調査**

調査対象者：諫早市内に居住の18歳以上の男女1,800人

調査方法：無作為抽出による郵送配付・郵送回収

調査時期：平成28年12月

回収状況：599人（回収率33.3%）

男性238人、女性349人、不明12人

※数値の基本的な取り扱い（2. 事業所意識調査も同様）

①比率は全て百分率（%）で表し、小数点以下1位を四捨五入して算出しているため、合計が100%にならない場合があります。ただし、グラフの高さは四捨五入をしております。

②基数となるべき実数は、 $n = \bigcirc\bigcirc$ として掲載し、各比率は $n$ を100%として算出しています。

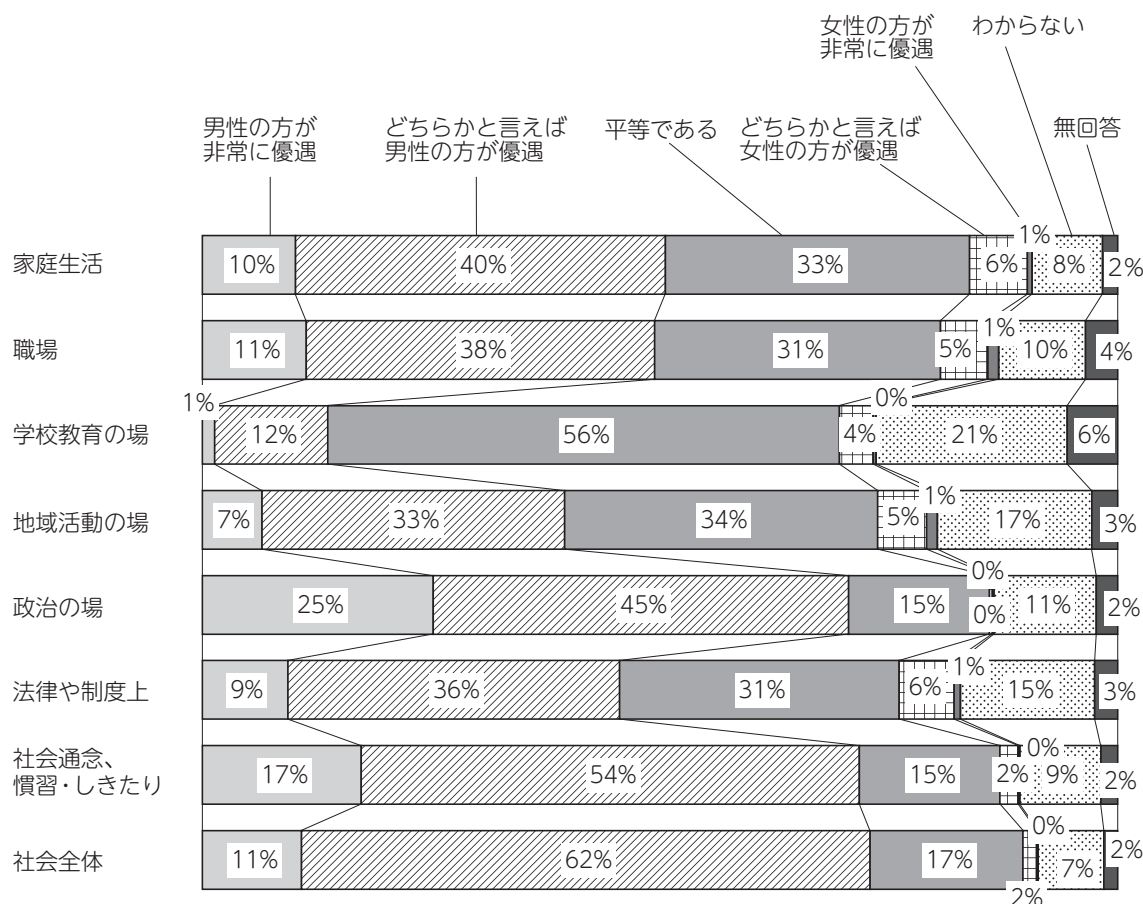
○市民意識調査の主な項目

【男女平等について】

●問1

あなたは、次の分野において男女の地位は平等になっていると思いますか。次の分野について、あなたの考えに最も近いものを1つお選びください。

全体 (n=599)



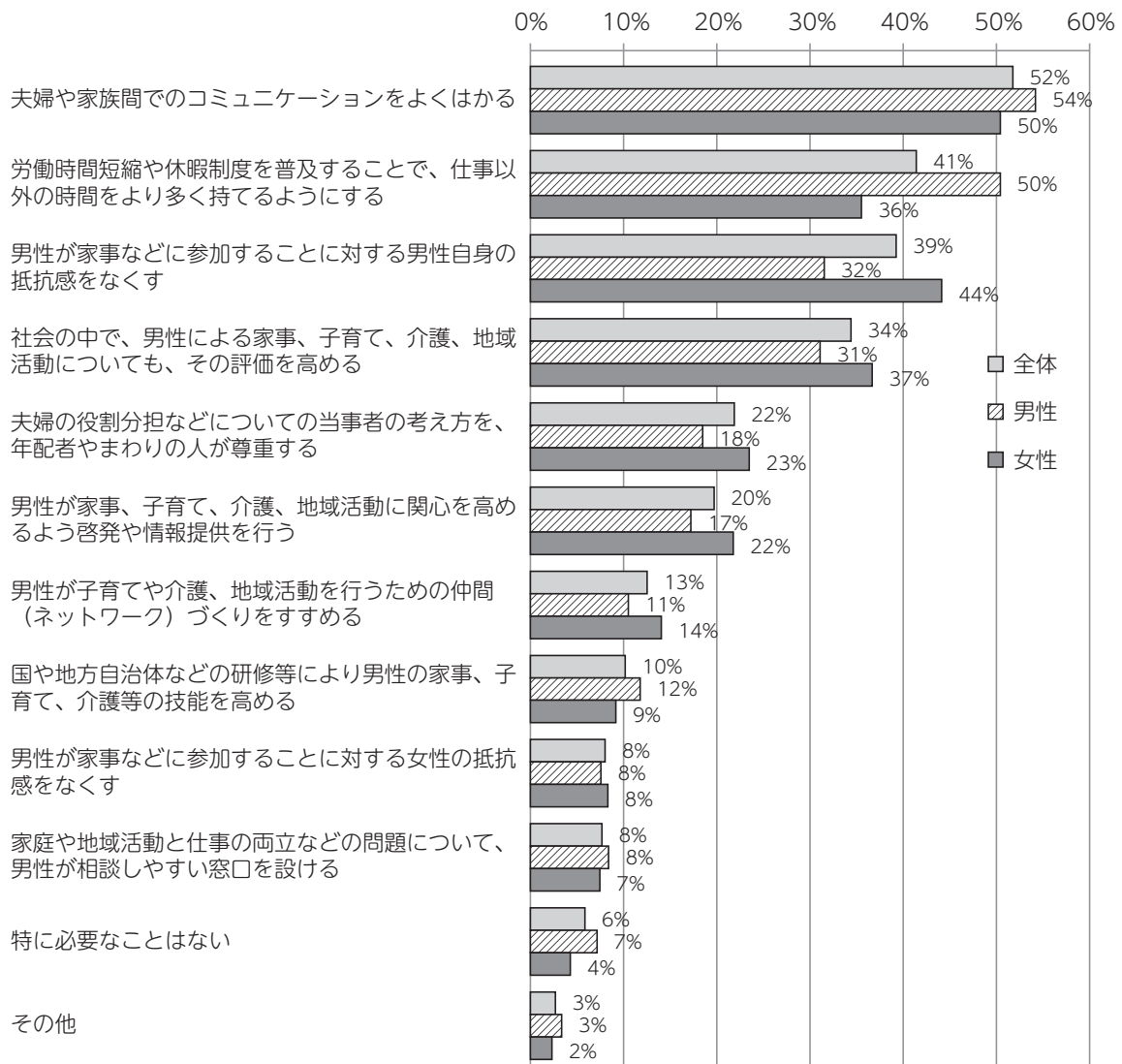
「社会全体」、「社会通念、慣習・しきたり」の分野では、男性が優遇されていると感じていると回答した人の割合が高く、「学校教育の場」では平等であると感じている人が半数以上になっています。

【家庭生活・地域活動について】

●問5

男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためにはどのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)

全体 (n=599)、男性 (n=238)、女性 (n=349)



男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかる」が最も多く、次に、「労働時間短縮や休暇制度を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにする」、「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくす」の順となっています。

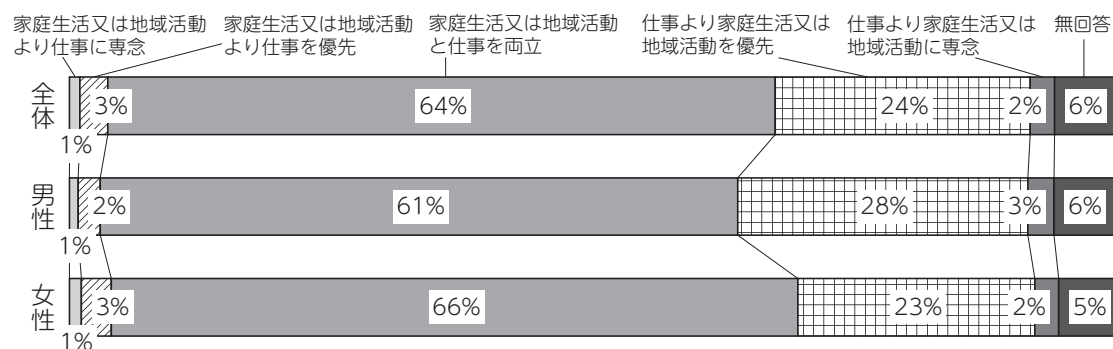
【就労及びワーク・ライフ・バランスについて】

●問14

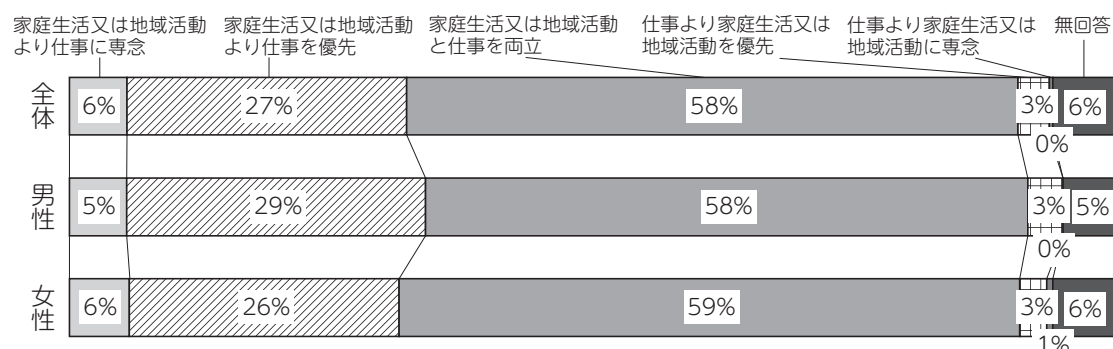
「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」に関して（1）～（3）のそれぞれについて、1～5の中から、最も近いものを1つお選びください。

全体（n=599）、男性（n=238）、女性（n=349）

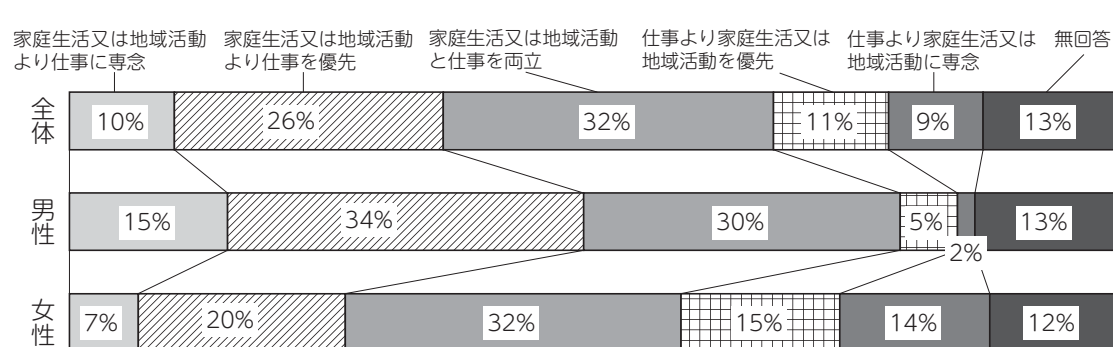
（1）女性にとって望ましい形



（2）男性にとって望ましい形



（3）あなたの現在の状況

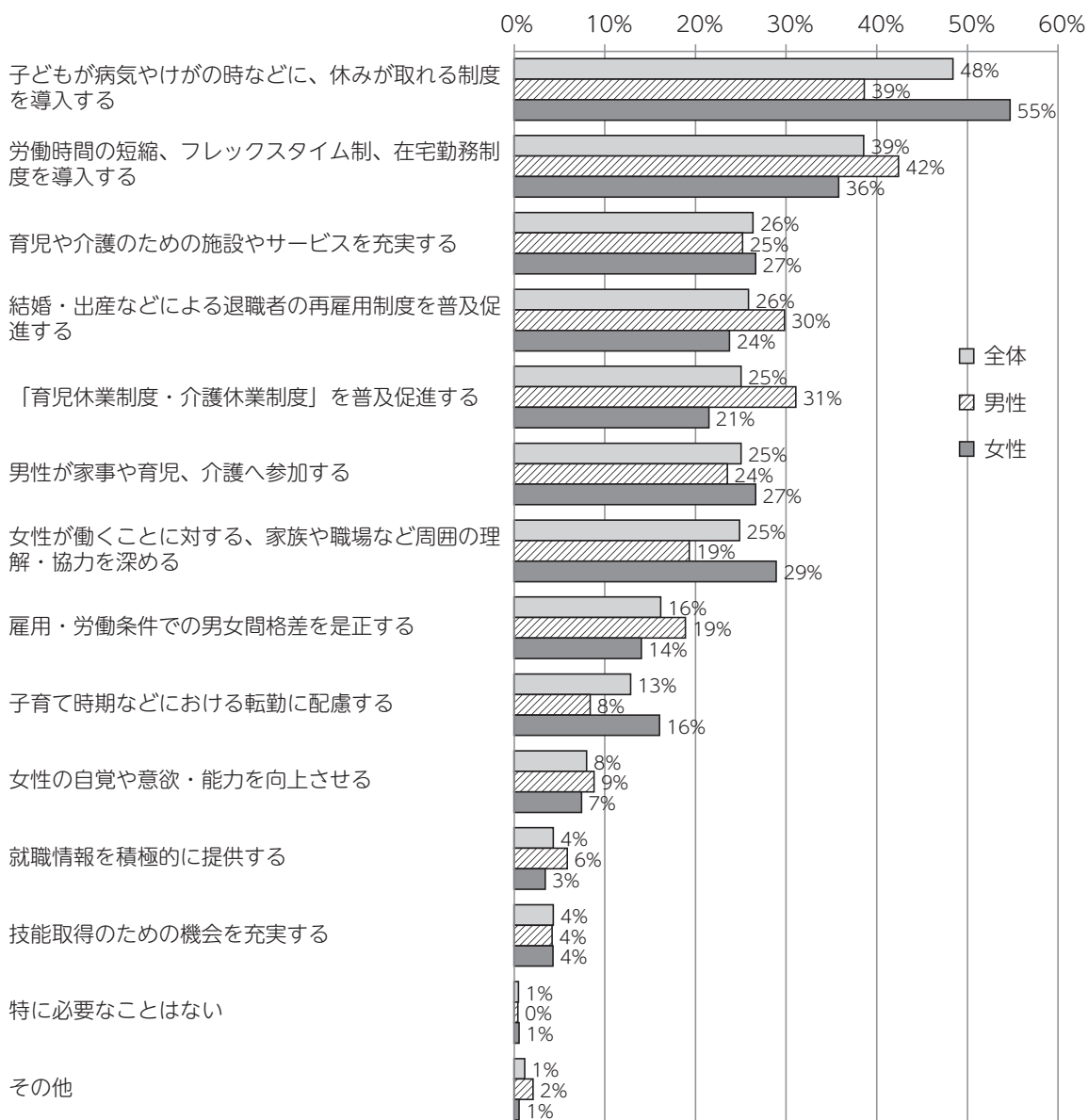


女性にとっても男性にとっても望ましい形は、「家庭生活又は地域活動と仕事を両立」が最も多くなっています。現在の状況は、女性は「家庭生活又は地域活動と仕事を両立」が最も多く、男性は「家庭生活又は地域活動より仕事を優先」が最も多くなっています。

●問15

あなたは、男女がともに「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」を実現させるためには、今後、どのようなことが必要だと思いますか。（〇は3つまで）

全体（n=599）、男性（n=238）、女性（n=349）



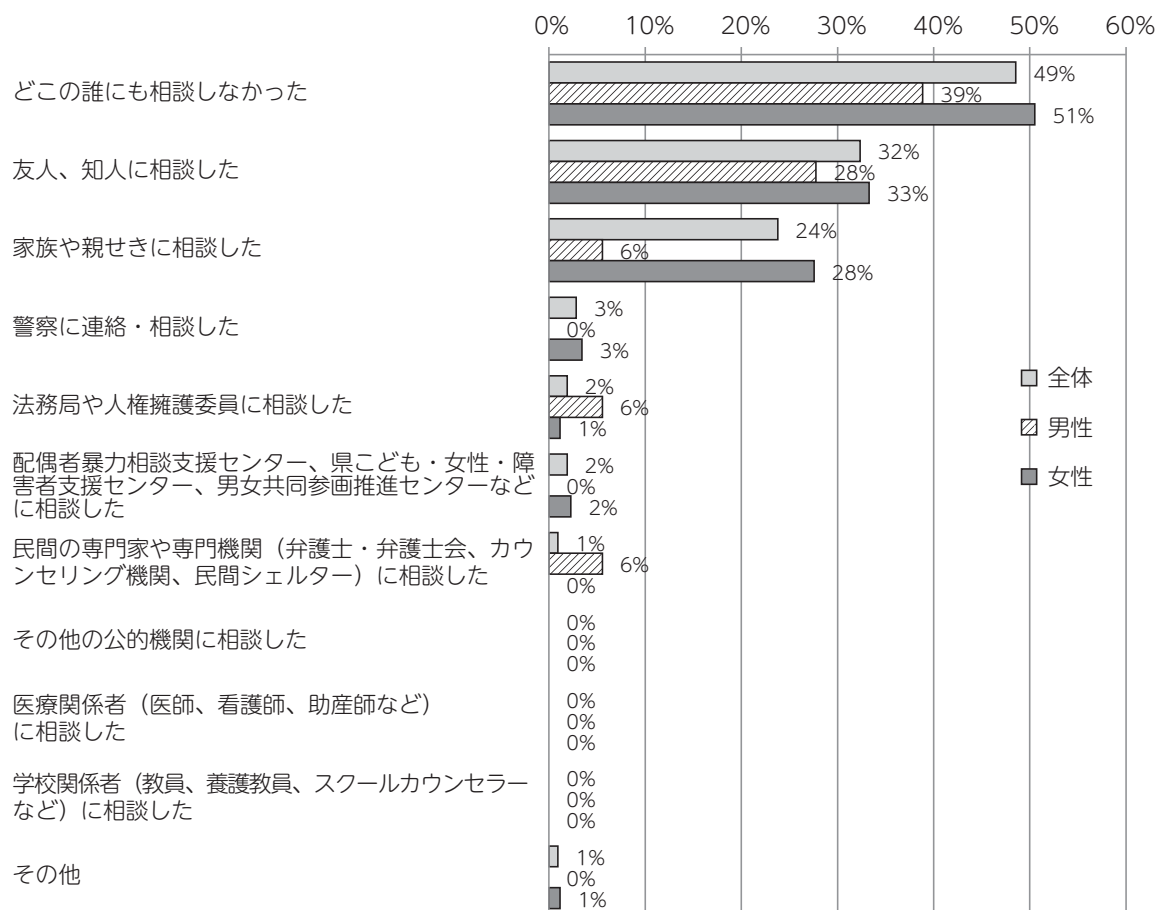
ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、「子どもが病気やけがの時などに、休みが取れる制度を導入する」が最も多く、次に「労働時間の短縮、フレックスタイム制、在宅勤務制度を導入する」、「育児や介護のための施設やサービスを充実する」、「結婚・出産などによる退職者の再雇用制度を普及促進する」の順になっています。

【人権（セクハラ・DV）について】

●問17-1

DVを受けたことを、誰かに打ち明けたり相談したりしましたか。(〇はいくつでも)

全体 (n=105)、男性 (n=18)、女性 (n=87)



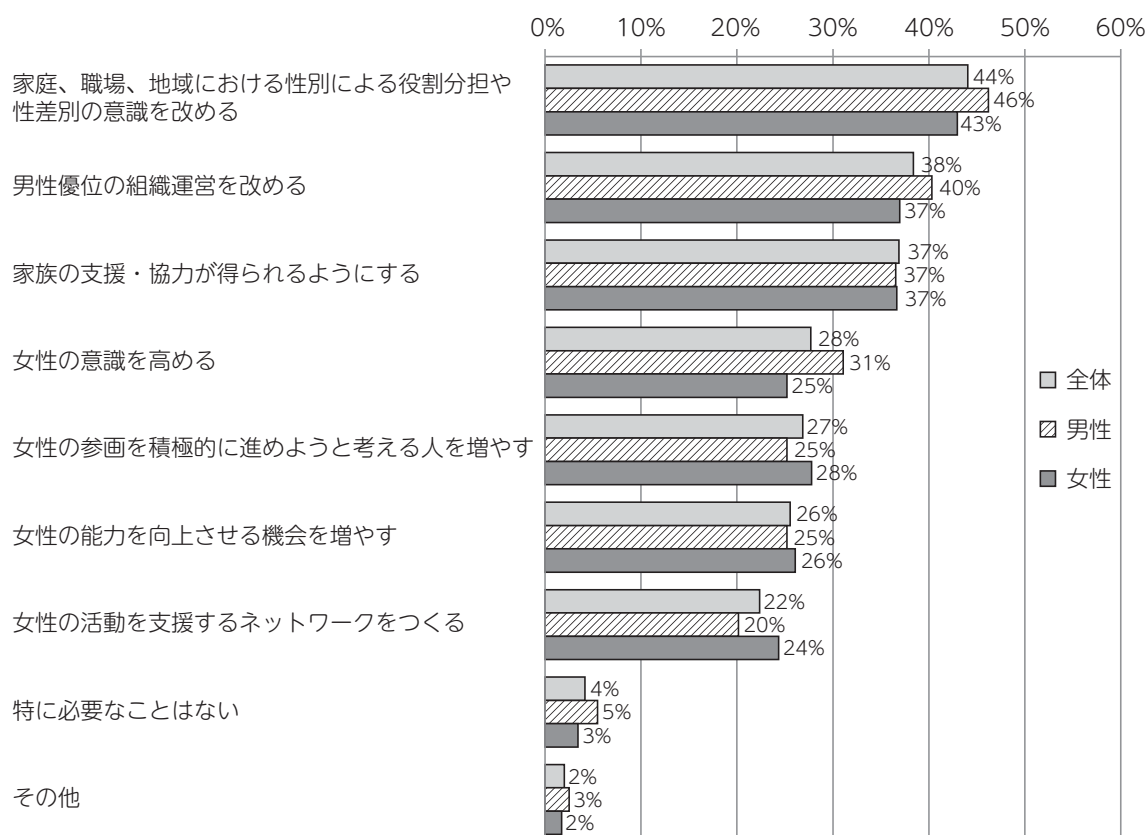
DVを受けたことを、誰かに打ち明けたり相談したりしましたか、について「どこの誰にも相談しなかった」が最も多く、次に「友人、知人に相談した」、「家族や親せきに相談した」の順になっています。

【女性の活躍促進・男女共同参画社会づくりについて】

●問20

女性の社会進出は進みつつありますが、町内会や自治会の長、審議会委員や議員などには、まだ、女性が就くことが少ないのが現状です。今後、企画や方針を検討していくような場へ女性が参画していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)

全体 (n=599)、男性 (n=238)、女性 (n=349)

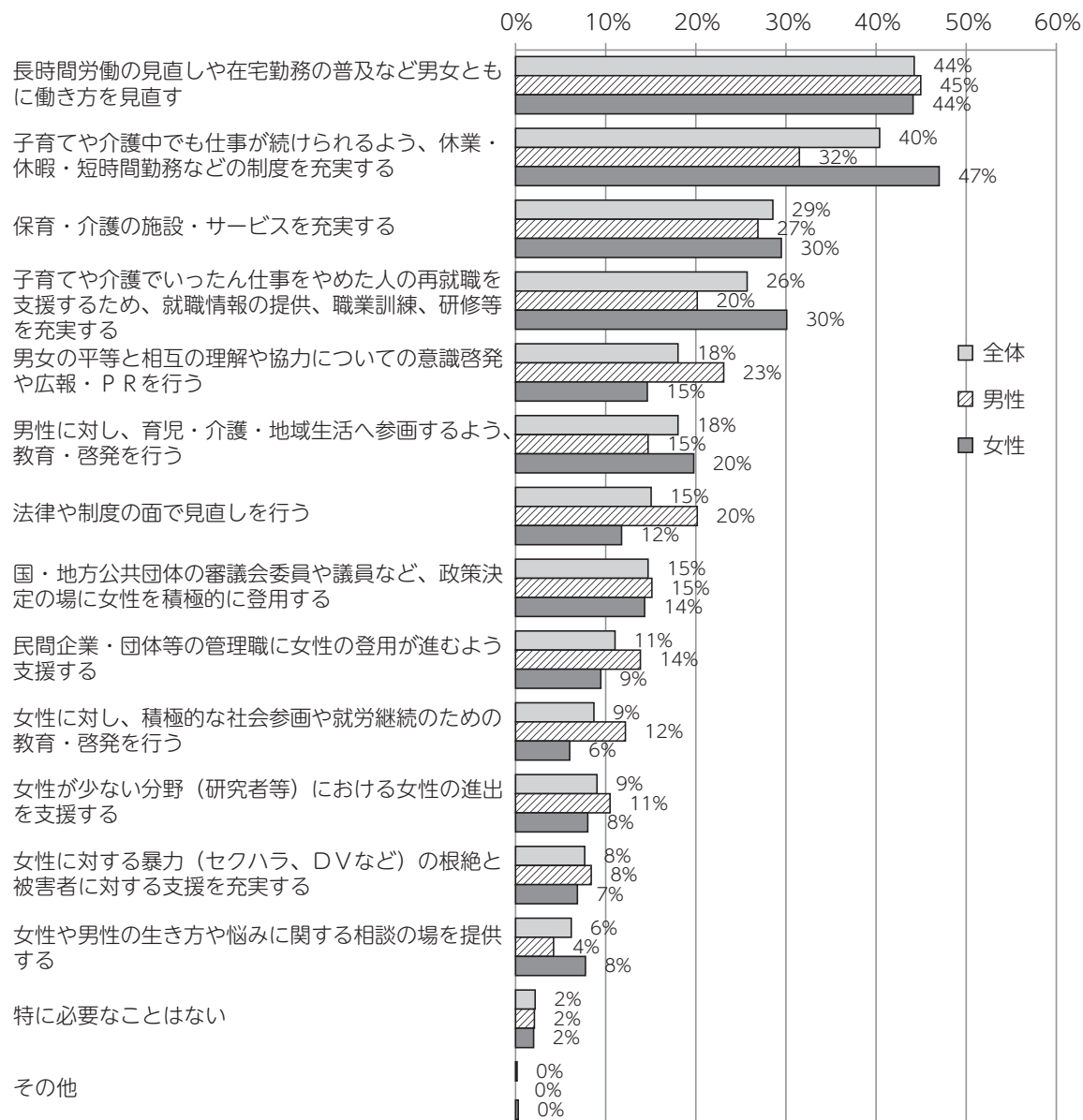


今後、企画や方針を検討していくような場へ女性が参画していくために、必要なことについて、「家庭、職場、地域における性別による役割分担や性差別の意識を改める」が最も多く、次に「男性優位の組織運営を改める」、「家族の支援・協力が得られるようにする」の順になっています。

●問21

「女性の活躍推進・男女共同参画社会」の実現を目指して、今後、行政はどのような施策に力を入れていくべきだと思いますか。(〇は3つまで)

全体 (n=599)、男性 (n=238)、女性 (n=349)



今後、行政が力を入れていくべき施策について、「長時間労働の見直しや在宅勤務の普及など男女ともに働き方を見直す」が最も多く、次に「子育てや介護中でも仕事が続けられるよう、休業・休暇・短時間勤務などの制度を充実する」、「保育・介護の施設・サービスを充実する」の順になっています。



## 2. 事業所意識調査

調査対象者：従業員数20名以上の市内事業所250社

調査方法：無作為抽出による郵送配付・郵送回収

調査時期：平成29年2月

回収状況：112社（回収率44.8%）

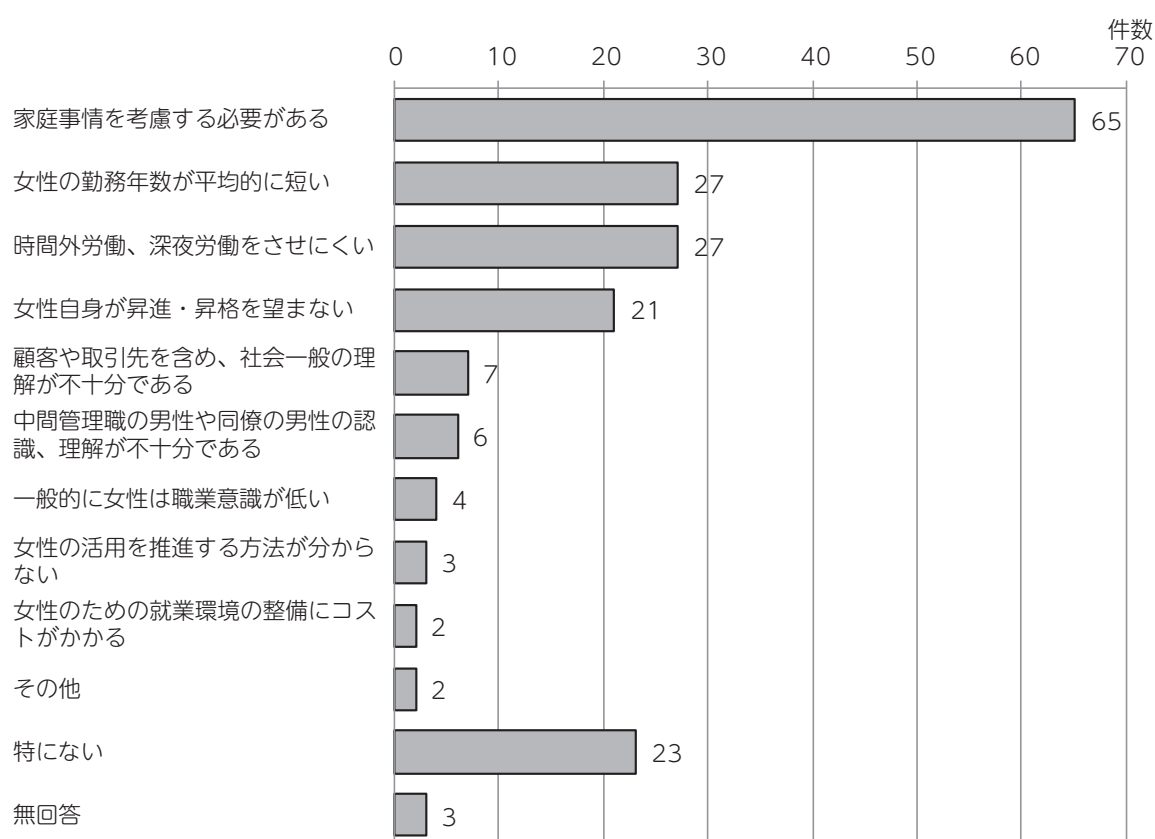
### ○事業所意識調査の主な項目

#### 【事業所における女性の登用について（女性を登用する上での課題）】

##### ●問14

女性を登用する上で、どのような課題があると思いますか。（○はいくつでも）

（112社回答）



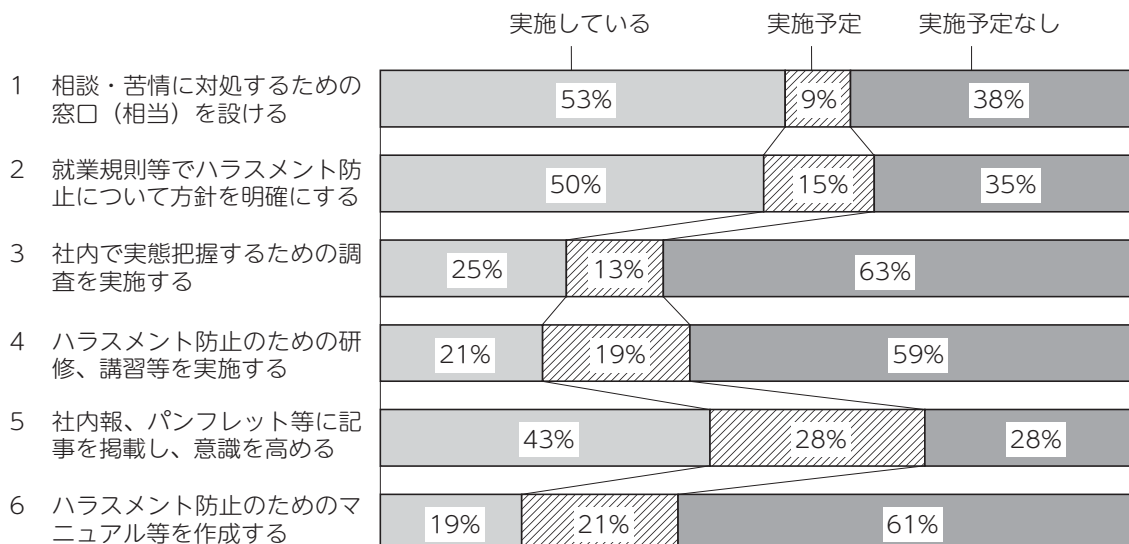
事業所は、女性を登用する上で、「家庭事情を考慮する必要がある」、「女性の勤務年数が平均的に短い」及び「時間外労働、深夜労働をさせにくい」という認識を持っていることがわかります。

【事業所におけるハラスメント対策について】

●問15

貴事業所において、ハラスメントに対する次の項目1～6の取組を行っていますか。(それぞれの項目について○は1つずつ)

全体 (n=112)



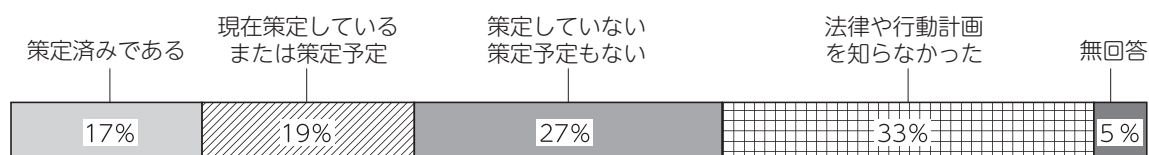
「相談・苦情に対処するための窓口(相当)を設ける」は、回答した半数以上の事業所が実施していますが、4割近い事業所は、「実施予定なし」と回答しています。「ハラスメント防止のためのマニュアル等を作成する」と回答した事業所は2割近くにとどまっています。

【多様な働き方や男女共同参画に関する制度について】

●問18

「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定についてはご存知ですか。また、策定はされていますか。

全体 (n=107)

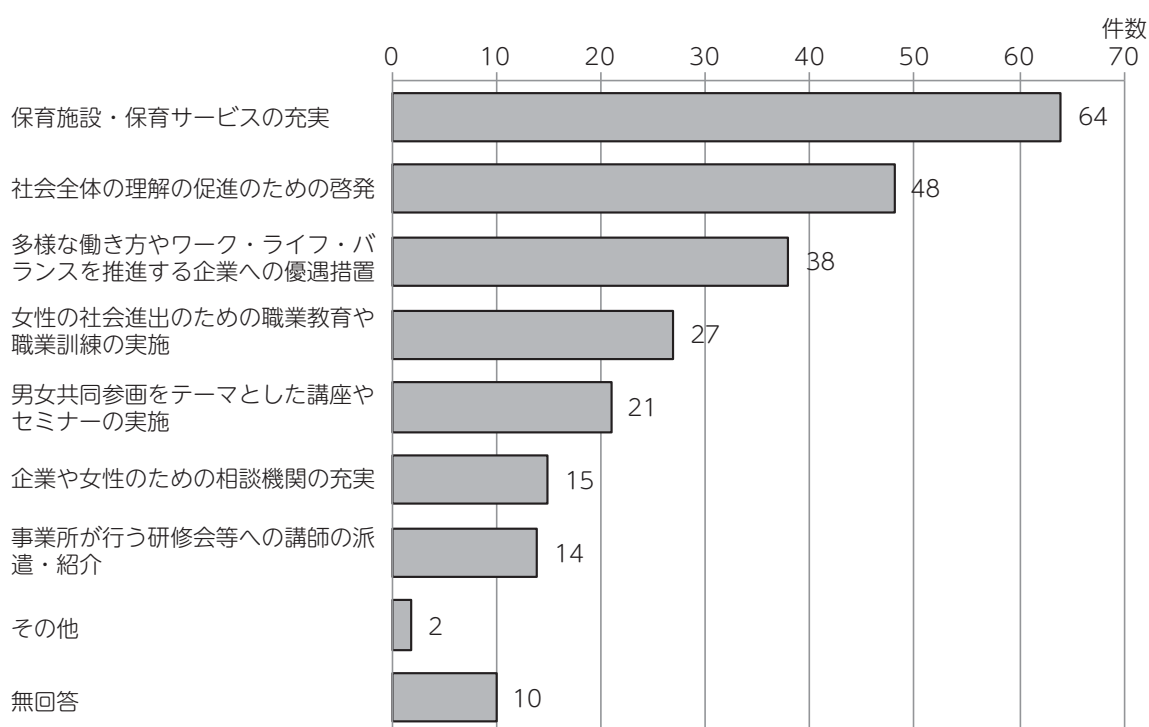


「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定は、回答した事業所の3割近くは、「法律や行動計画を知らなかった」と回答しています。

【男女共同参画推進に関する施策について】

●問21

男女共同参画や仕事と家庭生活の両立支援を行う上で、諫早市に期待することはなんですか。(〇はいくつでも) (112社回答)



男女共同参画や仕事と家庭生活の両立支援を行う上で、諫早市に期待することは、「保育施設・保育サービスの充実」が最も多く、「社会全体の理解の促進のための啓発」、「多様な働き方やワーク・ライフ・バランスを推進する企業への優遇措置」の順になっています。

## 3 諫早市男女共同参画推進条例

平成25年6月28日条例第19号

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条—第7条）

#### 第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止（第8条）

#### 第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第9条—第16条）

#### 第4章 諫早市男女共同参画審議会（第17条—第23条）

#### 第5章 雑則（第24条）

#### 附則

わが国では、日本国憲法において個人の尊厳と法の下での平等がうたわれ、男女共同参画社会基本法の制定など男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組が行われてきた。

諫早市においても、国際化や地方分権、少子高齢化の進展など、地域社会を取り巻く環境の急激な変化に対応し、真に豊かで活力ある社会を構築するため、男女共同参画社会の実現に向けた取組を展開してきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担の意識や慣行はいまだに残っており、男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、社会のあらゆる分野において、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められている。

こうした状況を踏まえ、ここに、市、市民、事業者等及び教育関係者の役割を明らかにし、これらの協働のもと、男女共同参画社会を実現するため、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念及び男女共同参画に関する施策の基本となる事項を定め、市、市民、事業者等及び教育関係者の役割を明らかにすることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住する者、市内に通勤する者、市内に通学する者及び市内を活動の拠点とする個人をいう。
- (4) 事業者等 市内において、営利、非営利を問わず、事業又は活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 教育関係者 市内において学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育に携わる者をいう。
- (6) ワーク・ライフ・バランス やりがいや充実感を感じながら働き、仕事、家庭生活、地域生活等において子育て期、中高年期等の人生の各段階に応じた多様な生き方を選択し、及び実現できることをいう。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により相手を不快にさせ、相手の尊厳を傷つけ又は不利益を与える行為をいう。
- (8) ドメスティック・バイオレンス 配偶者又は恋人等親密な関係にある者からの身体的、精神的、経済的又は性的な暴力をいう。
- (9) 協働 市、市民、事業者等及び教育関係者が、この条例の目的を達成するために、継続的で対等な協力関係を形成し、能力、情報等を提供し協力し合うことをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されるよう配慮されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないよう配慮されること。
- (3) 教育の果たす重要性を考慮し、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育の場において、男女共同参画を推進する視点が採り入れられるよう配慮されること。
- (4) 男女が性別にかかわらず対等に、市の政策又は社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会が、平等に確保されるよう配慮されること。
- (5) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動と職場その他の社会のあらゆる分野における活動を両立することができるよう配慮されること。
- (6) セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスが個人の尊厳を侵す人権侵害であることを認識し、その根絶を目指すこと。
- (7) 男女共同参画の推進は、国際社会の動向を踏まえて行われる国の取組と協調して行うこと。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める男女共同参画を推進するための基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、国、県その他の地方公共団体及び関係団体と連携を図り、かつ、市民、事業者等及び教育関係者と協働して行うものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、男女共同参画についての理解を深めるとともに、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の役割)

第6条 事業者等は、男女共同参画についての理解を深めるとともに、基本理念に基づき、その事業又は活動において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 事業者等は、男女が職場における活動に対等に参画する機会を確保し、ワーク・ライフ・バランスに配慮した環境整備に努めるものとする。

(教育関係者の役割)

第7条 学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育に携わる者は、男女共同参画に対する理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性に照らし、それぞれの教育が行われる過程において、基本理念に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

2 学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育に携わる者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## 第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第8条 すべての人は、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い及び性別による権利侵害行為を行ってはならない。

2 すべての人は、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性に起因する暴力的行為（以下「暴力的行為」という。）を行ってはならない。

## 第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本的施策)

第9条 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本的施策とする。

## 参考資料

- (1) 男女が相互に協力し、子育て、介護等の家庭生活及び地域生活並びに職業生活の両立ができるようワーク・ライフ・バランス等の活動に関して必要な支援に努めること。
- (2) 暴力的行為による被害者を救済し、その自立を支援するため、相談を受け、情報提供を行い、関係機関との連携に努めるとともに、暴力的行為の防止に必要な措置を講ずるよう努めること。
- (3) 学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育の場において、男女共同参画を推進するための教育の充実に努めること。
- (4) 男女共同参画の推進を阻害する性別による固定的な役割分担にとらわれず、男女が、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が平等に確保できるよう必要な支援に努めること。
- (5) 市民、事業者等及び教育関係者が男女共同参画の推進のために行う活動に関して必要な支援に努めること。  
(男女共同参画計画の策定)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画を策定し、又は変更しようとするときは、諫早市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、男女共同参画計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(市の政策決定の場への女性の参画促進)

第11条 市は、政策の立案及び決定の過程への女性の参画を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 市は、附属機関等の委員その他の構成員を選任するに当たっては、積極的改善措置を講じて、男女の比率が一方に偏らないよう努めるものとする。

(啓発活動)

第12条 市は、男女共同参画の理解を深めるため、基本理念に基づき、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野における制度や慣行の見直しの働きかけをはじめとする啓発活動を行うものとする。

(情報収集及び調査研究)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、効果的に実施するため、男女共同参画に関する事項について情報収集及び調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第14条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を明らかにする報告書を作成し、これを公表するものとする。

(推進拠点)

第15条 市は、男女共同参画計画を実施するための必要な体制の整備に努めるとともに、諫早市男女共同参画推進センターを男女共同参画の推進に関する施策を実施するための拠点並びに市、市民、事業者等及び教育関係者の協働の拠点として、男女共同参画を推進するものとする。

(相談及び苦情の処理)

第16条 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関し、市民及び事業者等（以下「市民等」という。）から相談があった場合は、関係機関と連携して、当該相談を適切に処理するものとする。

2 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民等から苦情の申出があった場合には、適切に処理するよう努めるものとする。

3 市長は、前項の申出を処理するに当たって、必要があると認めるときは、諫早市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

## 第4章 諫早市男女共同参画審議会

(設置)

第17条 男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議等を行うため、市長の附属機関として、諫早市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第18条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 男女共同参画計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する重要事項

2 審議会は、次に掲げる事項について、市長に意見を述べることができる。

- (1) 男女共同参画計画の実施状況に関する年次報告書に関する事項
- (2) 第16条第2項に規定する苦情の処理に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項  
(組織等)

第19条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体の推薦を受けた者
- (3) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第20条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第21条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第22条 審議会の庶務は、市民生活環境部において処理する。

(運営事項の委任)

第23条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 第5章 雑則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている第2次諫早市男女共同参画は、第10条第1項の規定により策定された男女共同参画計画とみなす。

## 4 諫早市男女共同参画庁内推進委員会規程

平成17年6月2日訓令第25号

最終改正 平成23年3月31日訓令第7号

(設置)

第1条 市における男女共同参画社会の形成を目指し、男女共同参画施策の総合的企画及び効果的推進を図るため、諫早市男女共同参画庁内推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画施策の総合的企画及び効果的推進に関すること。
- (2) 男女共同参画施策の推進について、関係部局間相互の連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、副市長をもって充てる。
- 3 委員は、教育長、上下水道局長及び各部長をもって充てる。

(会長の職務)

第4条 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集する。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(幹事会の設置)

第7条 委員会に付議する案件を調査研究させるため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、各委員が指名した職員をもって構成する。
- 3 幹事会は、市民生活環境部人権・男女参画課長（以下「課長」という。）が招集する。
- 4 課長は、幹事会の事務を掌理する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民生活環境部人権・男女参画課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成17年6月2日から施行する。

附 則（平成19年訓令第1号）抄

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年訓令第5号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年訓令第7号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。



## 5 諫早市審議会等の委員への女性の登用促進規程

平成17年6月2日訓令第26号

最終改正 平成30年3月30日訓令第4号

(目的)

第1条 この規程は、審議会等（法律又は条例の規定により設置する市長の附属機関及び市長の私的諮問機関をいう。以下同じ。）の委員への女性の登用を促進し、施策・方針決定過程への女性の参画機会を拡大することにより、市の施策に女性の意見を反映させ、もって男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的とする。

(目標)

第2条 審議会等の委員の選任に当たっては、その委員に占める女性委員の割合が、平成34年度末までに37.5%、平成39年度末までに40%となるように努めるものとする。

(登用計画)

第3条 上下水道局長、各部長及び各支所長（以下「部局長」という。）は、所管する審議会等について、その委員への女性の登用計画を定め、審議会等の委員への女性の登用促進計画書（様式第1号）により市民生活環境部長に報告しなければならない。

(候補者の選出)

第4条 部局長は、審議会等の委員の候補者を選出するときは、次に掲げる事項に留意してこれをしなければならない。

- (1) 候補者の推薦を団体に依頼する場合は、団体の長等の役職に限定せず、女性の適任者の推薦について協力を要請すること。
- (2) 団体の特定の役職にある者から候補者を選出する場合は、その役職にある者の登用の必然性を検討し、女性選出の視点から柔軟に対応すること。
- (3) 学識経験者又は有識者から候補者を選出する場合は、その領域を広くとらえ、女性の選出に特別な配慮をすること。

2 市民生活環境部長は、女性の人材に関する情報の収集に努め、その情報を部局長に提供するものとする。

(事前協議)

第5条 部局長は、所管する審議会等の委員の候補者を選出しようとするときは、あらかじめ、市民生活環境部長に協議しなければならない。

2 前項の協議は、審議会等の委員への女性の登用促進事前協議書（様式第2号）によりするものとする。

3 市民生活環境部長は、必要があると認めるときは、部局長に対し前項の協議書の内容について見直しを求めることができる。

4 部局長は、審議会等の委員が確定した後、その委員の名簿を市民生活環境部長に提出しなければならない。

(報告)

第6条 市民生活環境部長は、審議会等の委員への女性の登用状況を把握し、審議会等の委員への女性の登用状況報告書（様式第3号）により、毎年1回、諫早市男女共同参画庁内推進委員会に報告するものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年6月2日から施行する。

附 則（平成20年訓令第1号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年訓令第5号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年訓令第7号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成30年訓令第4号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

## 6 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)

(法律第七十八号)

改正 平成十一年七月一六日法律第一〇二号

同一一年一二月二二日同第一六〇号

### 目次

#### 前文

#### 第一章 総則（第一条—第十二条）

#### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

#### 第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### （男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### （社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形

成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

## 参考資料

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、

意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただ

## 参考資料

し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成一三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日  
(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

## 7

# 女性の職業生活における活躍の推進 に関する法律（女性活躍推進法）

(平成二十七年九月四日)

(法律第六十四号)

改正 平成二九年三月三十一日法律第一四号

## 目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
  - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
  - 第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十四条）
  - 第三節 特定事業主行動計画（第十五条）
  - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）
- 第五章 雑則（第二十六条—第二十八条）
- 第六章 罰則（第二十九条—第三十四条）
- 附則

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

### （基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

### （国及び地方公共団体の責務）

## 参考資料

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
  - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
  - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
  - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項



- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

- 7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

## 参考資料

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
  - 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
  - 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
  - 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
  - 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算

## 参考資料

の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

### 附 則 抄

#### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

#### (この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

#### (政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

#### (検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### 附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

#### (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日
- 二及び三 略
- 四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第

## 参考資料

七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

## 8

# 配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

（平成十三年四月十三日）

（法律第三十一号）

改正 平成一六年六月二日法律第六四号

同一九年七月一日同第一一三号

同二五年七月三日同第七二号

同二六年四月二三日同第二八号

## 目次

### 前文

#### 第一章 総則（第一条・第二条）

##### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

#### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

#### 第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

#### 第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

#### 第五章 雑則（第二十三条―第二十八條）

##### 第五章の二 補則（第二十八條の二）

#### 第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### （定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

### （国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

## 参考資料

### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

#### (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### (都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

### (配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者(被害者がある家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を



行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。

この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和三十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和三十二年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和三十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和三十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和三十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

## 参考資料

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

### 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
  - 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 八 その性的羞恥心<sup>しやうし</sup>を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月

を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地  
（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
  - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
  - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
  - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
  - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

## 参考資料

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命

令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申し立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申し立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申し立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申し立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申し立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申し立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のた

## 参考資料

めの指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

### 第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、 第十一条第二項第二号、第十二 条第一項第一号から第四号まで 及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が 取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令

の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号） 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日



## 第3次 諫早市男女共同参画計画

【発行】平成30年4月 諫早市 人権・男女参画課

〒854-0016 諫早市高城町5-25 高城会館2階  
TEL.0957-22-1500(代表)